

市民福祉委員会記録

○開催日時

平成27年10月7日 午前9時59分～午後4時

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（7人）

委員長 永山伸一
副委員長 中島由美子
委員 上野一誠
委員 橋口博文

委員 福田俊一郎
委員 森永靖子
委員 森満晃

○説明のための出席者

監査委員 桑原道男

市民福祉部長 春田修一
市民課長 榊順一
環境課長 内田泰二
川内クリーンセンター所長 若松幸記
市民健康課長 檜垣淳子
主幹兼健康企画グループ長 越路三保子

保険年金課長 西田光寛
主幹兼国保グループ長 前田隆盛
障害・社会福祉課長 穴野盛久
高齢・介護福祉課長 橋口浩文
主幹兼介護給付グループ長 上菌哲也

税務課長 山口秀昭
収納課長 有村辰也

○事務局職員

議事調査課長 道場益男

議事グループ員 柳裕子

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第184号 決算の認定について (平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)	環 境 課 川内クリーンセンター
議案第184号 決算の認定について (平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)	市 民 課
議案第184号 決算の認定について (平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算) 議案第196号 決算の認定について (平成26年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算)	市 民 健 康 課
議案第184号 決算の認定について (平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算) 議案第195号 決算の認定について (平成26年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算) 議案第198号 決算の認定について (平成26年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算)	保 険 年 金 課 (市 民 健 康 課) (税 務 課) (収 納 課)
議案第184号 決算の認定について (平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)	障害・社会福祉課
議案第184号 決算の認定について (平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算) 議案第197号 決算の認定について (平成26年度薩摩川内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算)	高齢・介護福祉課 (市 民 健 康 課)

△開 会

○委員長（永山伸一）ただいまから、市民福祉委員会を開会いたします。

まず、審査日程についてお諮りします。

本委員会は、本日から2日間にわたり審査を行います。お手元に配付しております審査日程により審査を進めることとし、本日は、おおむね障害・社会福祉課まで審査を行い、あす、8日は、高齢・介護福祉課から子育て支援課までを審査することとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議なしと認めます。

よって、そのように審査を進めます。

なお、環境課と川内クリーンセンターは、同時に審査を行います。

ここで、本日からの審査に当たって、留意事項を申し上げます。

まず、審査は、決算認定議案のみを行い、所管事務調査は行いませんので、質疑をされる場合は、決算と関連したものとなるよう御留意ください。

また、各課の審査の冒頭に、部長から決算の概要として主要施策の成果の概要説明を受けた後、課長等から決算内容の説明を受けることとしておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において、随時、許可します。

△議案第184号 決算の認定について
（平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（永山伸一）それでは、議案第184号決算の認定について（平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）を議題とします。

△環境課・川内クリーンセンターの審査

○委員長（永山伸一）まず、環境課及び川内クリーンセンターの審査を行います。

初めに、決算の概要について、部長に説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）皆さん、改めましておはようございます。本日とあしたということ

で平成26年度決算について、よろしく御審査賜われますようお願いいたします。

環境課の概要説明の前に、市民福祉部全体の決算の状況について、若干触れさせていただきまして、その後、環境課、クリーンセンターの説明をさせていただきます。

市民福祉部所管の平成26年度の歳出決算額は、一般会計が194億6,700万7,405円でございます。執行率は97.1%となっております。また、特別会計が4会計ございますが、合計額で241億1,162万4,523円でございます。執行率は95.4%となっております。一般会計、特別会計をあわせると435億7,863万1,928円ということでございまして、執行率は96.2%となったところでございます。

なお、平成27年度への繰越明許はないところでございます。

平成26年度の市民福祉部の主な事業としましては、個人番号制度、マイナンバー制度が本年の10月から通知が始まるというようなことの準備、あるいは本年の4月から生活困窮者自立支援法が施行されまして、その創造に対する取り組み、あるいは在宅医療支援センターとか、あるいは権利擁護センターの設立準備など、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み、あるいは認知症の支援対策、あるいは下甕のし尿の島外搬出、これは老朽化に伴う分でございますが、本年度から島外搬出をしたいということで、その検討を行ったところでございます。

また、消費税の値上げに伴う臨時福祉給付金、あるいは子育て世帯の臨時特例給付金等の給付事務を新たに行ったところでございます。

以上が、簡単ではございますが、市民福祉部全体の決算の概要でございます。

それでは、環境課及び川内クリーンセンターの決算の概要について御説明させていただきます。

まず、環境課の主要施策の成果でございますが、決算附属書に基づき概要を御説明いたしますので、決算附属書の47ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1、環境保全対策の推進では、環境基本計画、一般廃棄物、これはごみとか生活排水処理実施計画等でございますが、これらに係る環境審議会の開催、あるいはウミガメの保護対策及び蘭

牟田池の環境保全並びに花いっぱいまちづくり推進事業を実施したところでございます。

次に48ページでございますが、公害対策の推進におきましては、河川の水質検査、事業所の悪臭測定のほか、騒音、振動、あるいはダイオキシン類の測定調査を実施したところでございます。騒音においては、自動車騒音の影響と考えられる基準値の超過が見られたものの、おおむね良好、あるいは基準値内の数値であったところでございます。また、公害に対する苦情件数については135件でございまして、ごらんのとおり年々減少しているということでございます。

次に、49ページになります。3のごみの適正な処理では、廃棄物の排出抑制、あるいは環境美化推進員114名の方をお願いしておりますが――との連携によりますごみの不法投棄、環境美化対策を実施したところでございます。

4のリサイクルの推進では、リサイクル推進員706名の配置、あるいは生ごみ処理機購入補助金の交付と、ごみの減量、再資源化の推進等を行ったところでございます。

次に、50ページでございますが、ごみ処理施設の適正な維持管理では、最終処分場及び甌島の地域の3クリーンセンター適正な維持管理に努めたところでございます。なお、甌地区のクリーンセンターにつきましては、川内クリーンセンターへの搬入が平成25年7月から行っているところでございまして、現在は休止中でございます。

次に、51ページでございます。狂犬病予防対策の推進では、犬の新規登録の啓発や予防注射の接種率の向上に努めたところでございます。

次に、8のし尿処理施設の適正な維持管理では、し尿浄化槽汚泥の適正処理等を行ったところでございます。なお、下甌の環境センターにつきましては、本年10月から川内汚泥再生処理センターへ搬入を予定し、現在、諸般の作業を進めているところでございます。

次に、52ページでございますが、9の汚泥再生処理センター施設の整備では、川内汚泥再生処理センターの適正な維持管理を行うとともに、進入路及び旧施設の跡地整備を行ったところでございます。

53ページでございますが、10の葬斎場、市営墓地の管理では、葬斎場4カ所及び市営墓地

8カ所でございますが、これらの適正な維持管理を行ったところでございます。

引き続き、川内クリーンセンターの諸施策の成果について、これも決算附属資料に基づき御説明をさせていただきますが、54ページをお開きいただきたいと思います。川内クリーンセンターでは、一般家庭ごみの適正な収集運搬の実施及び可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの処理を進め、資源ごみについては、減容処理を行ったところでございます。搬入量は2万8,088トンでございまして、昨年度と比較しまして約500トンの増加をいたしております。

なお、最終処分場の埋め立て残量は1年程度となったことから、本年度からは再生事業も実施しているところでございます。

また、施設につきましては、計画的な維持補修を行い、ごみの減量化を啓発するため、小・中学校や地区コミの研修視察41件、延べで1,215名でございましたが、視察も受け入れたところでございます。

以上、環境課及び川内クリーンセンターの主要施策の成果につきまして、概要の説明を終わらせていただきますが、決算の詳細につきましては、この後、環境課長及び川内クリーンセンター所長のほうで御説明をさせていただきたいと思います。

○委員長（永山伸一）では、引き続き、一般会計歳入歳出決算中、環境課分について補足説明を求めます。

○環境課長（内田泰二）改めましておはようございます。環境課でございます。

それでは、初めに、歳出について説明をいたします。

決算書の121ページをお開きください。3款5項1目災害救助費のうち環境課分は該当する災害事案がなかったため、未執行となっております。

次に、125ページをお開きください。4款1項4目予防費のうち環境課分の執行済額は117万4,352円で、備考欄の狂犬病予防事業費は、畜犬管理システム保守管理業務委託が主なものでございます。

次に、127ページをお開きください。8目環境衛生費の執行済額は1億6,588万847円で、備考欄の環境総務一般管理費は、環境基本計画策定支援業務委託や、衛生自治団体連合会運営費補

助費が主なものでございます。環境保全対策費は、蘭牟田池環境調査業務委託ほか4件、地球温暖化対策は、エネルギー管理システム使用料、花いっぱいまちづくり推進事業費は、城上地区コミュニティ協議会シンボル花壇設置工事ほか5件と、快適環境づくり補助金73件分でございます。

次に、129ページをお開きください。9目公害対策費の執行済額は539万5,031円で、環境測定調査業務委託ほか1件分です。

10目葬斎費の執行済額は5,415万3,635円で、市営墓地管理費は、川内芸ノ尾第1墓地等指定管理料ほか4件です。葬斎場管理費は、川内葬斎場やすらぎ苑指定管理料ほか3件が主なものでございます。

同じく129ページの2項1目清掃総務費の執行済額は150万2,573円で、清掃総務一般管理費は、し尿収集手数料調整助成金ほか1件が主なものでございます。

次に、131ページをお開きください。5目処理費のうち環境課分の執行済額は5,886万8,774円で、不法投棄対策費のほか、環境美化推進事業費は、環境美化推進員謝金が主なものです。一般廃棄物処理費のうち環境課分は、公設ごみステーション分別指導等業務委託ほか2件が主なものです。資源ごみ分別推進事業費は、地区コミ分別収集報償金とごみ減量再資源化補助金です。甌島クリーンセンター管理費は、下甌クリーンセンター計量機購入が主なものでございます。最終処分場管理費のうち、環境課分は、川内木場茶屋最終処分場汚水処理施設維持管理業務委託ほか9件が主なものでございます。

13節の委託料のうち環境課分の不法投棄対策費の20万円は、緊急性を要する事案がなかったため、未執行となっております。

14節使用料及び賃借料のうち環境課分の10万円は、甌島クリーンセンターでの重機借り上げ料でございますが、重機を使用する案件がなかったため、未執行となっております。

次に、133ページをお開きください。6目し尿処理費の執行済額は4億4,393万5,492円で、上甌投入施設管理費は、中甌中の浄化センターし尿投入施設下水道使用料が主なものです。下甌環境センター管理費は、同センター脱離UF膜循環槽補修工事ほか5件、同センター

運転管理業務委託ほか3件が主なものです。汚泥再生処理センター施設管理費は、同施設の整備運営事業に関する維持管理運営委託ほか1件です。汚泥再生処理センター施設整備費は、同センター施設整備工事ほか9件が主なものです。

次に、173ページをお開きください。9款1項6目災害対策費のうち環境課分の負担金補助及び交付金300万円は、該当する事案がなかったため、未執行となっております。

次に、203ページをお開きください。11款4項1目現年公用公共施設災害復旧費のうち環境課分の需用費と工事請負費のそれぞれ100万円は、係る災害が発生しなかったため、未執行となっております。

続きまして、歳入について説明いたします。

初めに、環境課分につきましては、収入未済はございません。

決算書の前の17ページのほうをお開きください。14款1項3目、1節衛生使用料のうち環境課分は、葬斎場使用料（火葬料）等8件でございます。

次に、29ページをお開きください。2項3目、1節衛生使用料衛生手数料のうち環境課分は、廃棄物処理処分手数料等10件でございます。

次に、41ページをお開きください。16款2項3目、1節保健衛生費補助金のうち環境課分は、ウミガメ保護監視員設置費補助金でございます。

次に、49ページをお開きください。3項3目衛生費委託金、1節保健衛生費委託金のうち環境課分は、権限移譲事務委託金で、ウミガメ保護、県立自然公園等に係る3件分でございます。

次に、51ページをお開きください。17款1項1目、1節土地建物貸付収入のうち環境課分は、し尿中継用貸付料等に係るものでございます。

次に、53ページをお開きください。2目、1節利子及び配当金のうち環境課分は、汚泥再生処理センター施設整備基金利子収入でございます。

次に、55ページをお開きください。2項2目、1節物品売払収入のうち環境課分は、資源ごみ売払収入及び炭化物売払収入でございます。

次に、57ページをお開きください。18款1項3目衛生費寄附金のうち環境課分は、1節衛生費寄附金です。

同じく、５７ページの１９款１項、基金繰入金のうち環境課分は、４６目、１節汚泥再生処理センター施設整備基金繰入金でございます。

次に、６１ページをお開きください。２１款５項４目、１節雑入のうち環境課分は、６６ページ中段の火葬料実費徴収金等３件でございます。

次に、３８１ページをお開きください。（６）の出資による権利でございます。下から５行目、県環境整備公社出損金６２万７、０００円でございます。

次に、３８３ページをお開きください。２の重要物品現在高調のうち環境課分は、計測機器類の１増で、下甌クリーンセンターの計量器トラックスケール購入分でございます。

次に、３８５ページをお開きください。４の基金でございます。環境課で所管する基金は、上から４段目、汚泥再生処理センター施設整備基金は、全事業が終了しましたことから、平成２７年４月１日付で廃止してございます。

以上で、環境課分の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（永山伸一）引き続き、一般会計歳入歳出決算中、川内クリーンセンター分について補足説明を求めます。

○川内クリーンセンター所長（若松幸記）おはようございます。川内クリーンセンターでございます。よろしくお願ひいたします。

初めに、歳出について御説明いたします。

決算書の１３１ページをお開きください。４款２項５目ごみ処理費でございます。川内クリーンセンター分は、支出済額８億９、８４４万１、１６７円であります。事項は、備考欄上から７行目の一般廃棄物処理費で、川内クリーンセンター分は、同ページ中ほどになります。環境課から事務移管されたもので、市内全域の一般廃棄物収集運搬業務委託などがあります。

次に、７行下に記載してあります資源ごみ処理施設管理費です。ペットボトルと資源物の減容業務をシルバー人材センターに委託した分であります。

次は、その下の川内クリーンセンター管理費であります。職員３名分の給与費、その下の光熱水費は全額が電気料金であります。焼却施設補修工事ほか４件は、焼却処理施設の補修工事が主なも

のであります。川内クリーンセンター運転業務委託ほか６件は、川内クリーンセンター運転業務委託が主なものであります。川内クリーンセンター排水管布設取りかえ工事は、県道京泊大小路線の拡幅工事に伴い、クリーンセンターの排水管を添架している堂階橋の工事も施工されたことから、排水管布設取りかえが必要となったものであります。

川内クリーンセンター地域補助金は、地元自治会等に補助をしております。

次に、１３４ページでございます。備考欄の上から７行目、最終処分場管理費で、川内クリーンセンター分は９行下になります。川内クリーンセンターの焼却飛灰等の収集運搬及び処分業務を委託したものであります。

続きまして、歳入について御説明いたします。

なお、川内クリーンセンター分につきましては、収入未済はございません。

それでは、決算書の１７ページをお開きください。１７ページ下段の１４款１項３目衛生使用料、１節衛生使用料でございます。

川内クリーンセンター分は、２０ページになります。備考欄の１行目、行政財産使用料を収入しております。

次は、２９ページをお開きください。上段の１４款２項３目衛生手数料、１節衛生手数料の川内クリーンセンター分は、備考欄の下から６行目からになります。クリーンセンターに直接搬入されたごみに対する廃棄物処分手数料であります。

次は、３３ページをお開きください。下段の１５款２項３目衛生費補助金、１節保健衛生費補助金の川内クリーンセンター分は、３６ページ備考欄の一番上で、循環型社会形成推進交付金であります。これは、施設の基幹改良事業実施に伴う委託業務への補助金であります。

次は、５１ページをお開きください。１７款１項１目財産貸付収入、１節土地建物貸付収入の川内クリーンセンター分は、備考欄一番下から５４ページの備考欄１行目で、ＮＴＴに貸し付けをしてある中継局分であります。

次は、５５ページをお開きください。１７款２項２目物品売払収入、１節物品売払収入の川内クリーンセンター分は、備考欄下から１０行目の資源ごみ売払収入であります。

次は、61ページをお開きください。21款5項4目雑入、1節雑入で川内クリーンセンター分は68ページになります。備考欄上から3行目からの排水管移設補償費、労災保険料還付金、遺失物取得金、再商品合理化拠出金、電気料実費収入金、ペットボトル等有償入札拠出金であります。

以上で説明を終わります。よろしく願いをいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）川内クリーンセンターのお尋ねをしますけれども、平成26年度の川内クリーンセンターから延命化で20年からの延命を図るという事業で、新規で事業を計画を出しておられましたけれども、このPFI可能性調査事業と、あと、この基幹的設備改良事業アドバイザー支援業務委託は、この目、あるいは備考のほうで、どこに入っているのか、ちょっとお尋ねしたいと思いますけど。

○川内クリーンセンター所長（若松幸記）ごみ処理費の132ページでございます。ここの川内クリーンセンター運転管理業務委託ほか6件の中に入っております。132ページ備考欄下から8行目あたりです。

○委員長（永山伸一）2億8,400万円のところですか。

○川内クリーンセンター所長（若松幸記）はい。2億8,400万円の。

○委員長（永山伸一）もうちょっと細かく説明していただければありがたいんですが。

○川内クリーンセンター所長（若松幸記）わかりました——ちょっと待ってください——内訳につきましては先ほど説明しましたけれども、2億8,457万8,000円のうち、今、委員おっしゃった基幹的整備改良に伴う実施方針につきましては、243万円を実施方針の検討事業に243万円です。それに伴いまして、基幹的改良を行いますアドバイザー業務、これは平成28年、平成29年から平成31年まで基幹改良工事を計画をしておりますけれども、その事業について、平成26年度分につきましては、188万1,000円、詳しく言いますと188万

1,360円を委託料として出しております。

○委員長（永山伸一）決算資料1の109ページに記載されています。そんなふうにおっしゃればもっとわかりやすいんじゃないですか。

○川内クリーンセンター所長（若松幸記）はい、申しわけありません。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。ほかにございませんか。

○委員（森満 晃）済いません。環境課のほうで、自然環境の保全ということで、ウミガメ保護対策事業がありますけれども、これに監視員が今12名ですか。これの報酬というか、手当というか、この決算書の42ページの備考欄のウミガメ保護監視員設置費補助金のこれが全額充てられるということによろしいのでしょうか。

○環境課長（内田泰二）県からの補助金を、ウミガメ調査員の関係の補助金をいただいております。その分も充ててございます。実際は、半分ぐらいになっております。補助金の倍ぐらいは調査の関係で支出しております。

○委員（森満 晃）そういうことは、監視期間が5月から8月ということで、その分の手当ということでよろしいですか。

○環境課長（内田泰二）そのとおりでございます。

○委員（森満 晃）済いません、もう一点。保護監視員ということで、特に、私のところ久見崎で海岸を有しているんですけども。今回、いろいろな形で——寄田の中野監視員ですか、来られて、いろいろこういった形で、数字を持ってこられるんですけど。その監視員の業務内容ちゅうか、頻繁に仕事で海に行かれているのか、ちょっと内容がわかれば、教えてください。

○環境課長（内田泰二）主な業務は、ウミガメが上がってくる5月から8月にかけて、海岸をずっと調査員さんでエリアを決めてございますので、その間をカメが上がったか上がっていないかを確認していただいて、上がっている場合は、ふ化場をまた設けてございますので、ウミガメの卵を、そちらのほうに移設をしてもらう。個数等数えて。そちらが主な業務でございます。

中野さんの場合は、特に御熱心でございまして、よく情報提供、環境課のほうにも写真等を撮って、持ってきていただいております。

以上です。

○委員（森満 晃） 済みません。もう一個、別件で。この公害対策の推進で、（３）に騒音、振動関係ということで、この騒音については、１０地点で超過が見られたということなんですけれども。これは平成２６年度ということで、今度、南九州西回り自動車道等、ここが開通すれば、この平成２７年度としては、ある程度、騒音のほう抑えられるのか、そういう見込みも立つんでしょうか。その辺はまた別ですか。

○環境課長（内田泰二） 騒音については、先ほど部長のほうからも説明があったとおり、生活に支障が出るような騒音というのは、今のところ発生しておりませんので、南九州西回り自動車道とつながれば、またその分は国道３号線の分から若干、低減するんじゃないかと思っております。

以上です。

○委員長（永山伸一） よろしいですか。ほかにございませんか。

○委員（森永靖子） 附属書の５０ページの生ごみ処理機のことについて、もう少し詳しく教えてください。一時期、これが始まったころ、あっちでもこっちでもこれがはやって、一生懸命やったんですが。今、４４件、４９万何がしか出ているようですが。少し詳しく、ここをもう一回教えてください。

○環境課長（内田泰二） 生ごみ処理機は、電気式の価格的に六、七万するものとか、あと、コンポストといって、外に設置していただいて置くやつとか、種類、あとＥＭ菌を使ったやつとか、いろいろございます。この分につきまして、２分の１の補助を、限度額は２万円でございますけれども、補助しているものでございます。件数的には、毎年四、五十件ぐらいでっております。生ごみを削減するためには、効果があると考えておりますので、この補助については引き続き実施していきたいと考えております。

以上です。

○委員（森永靖子） ごみ減量に役立っていると、今おっしゃったので、効果があるのかなと思いますが、この夏の時期は特に水分の多いものが多いので、減量化になったのかなと思いますけど、一時期、たくさん購入された人たちが、もうそのまま面倒くさくて放ってあったりするもんですから、

もっとここを有効に使える方法があったらなと思って聞いたところでした。引き続き、またよろしくをお願いします。

○委員長（永山伸一） よろしいですか。ほかにございませんか。

○委員（上野一誠） 環境課で蘭牟田池の環境保全について、いわばベッコウトンボ、また、ラムサール条約のやっぱり地域ということで、地域の人も保全に努力をしていらっしゃると思うんですが。ここにこれまでのベッコウトンボの確認を含めて、いろいろと外来魚も非常に対応とか、テレビ等で幾ら売って、釣ったらどうとか、いろいろ対策をやる中で、今、この地域として、環境保全をずっとやっていらっしゃる中で、今、課題で、もっとこうしなけなきゃいけないんだけどとか、あるいは、こういうことが課題であるとか、そういうものは何をお感じになっていらっしゃるか、それに対する今後の取り組みといいますか、そういうものを市としてどうお考えになっていらっしゃるか、ちょっと教えてください。

○環境課長（内田泰二） 蘭牟田池の環境保全の取り組みをということでございます。

まず、一番課題と私どもが今考えているのは高齢化でございます。ベッコウトンボの愛好会とかございますけれども、会長さんも結構年がいていらっしゃるし。あと、なかなか若い方がそれに入らないというわけでは。中にはいらっしゃるんですけども、全体的に高齢化しているということが一番危惧される場所じゃないかと考えております。

このために、ことし１１月がラムサールに登録されてちょうど１０周年になります。この関係で、実行委員会を作成しまして、取り組みを進めておりますけれども、その実行委員会なりが、また新たな環境保全の団体等に乗かえるというか、そちらの方向にまた記念式典等が終わった後は、なってもらえればと思って、いろんな私どもも御協力できる場所はして、また、そこにつなげていただければと考えております。

以上です。

○委員（上野一誠） それで、外来魚というのは、これは年々ふえているんですか。釣っても釣っても、あれはどんな状況なんですか。

○環境課長（内田泰二） 外来魚は以前から、最

近は外来魚釣りがテレビ等で、マスコミで取り上げられて、皆さんたくさん来ていただいているところなんですけれども。それ以前から網でとったり、地道ではありましたが、活動はされていて、その成果というのは、ある程度上がってきております。実際、釣っていただければ、以前は手のひらサイズを超えるものも釣れていたんですけれども、最近は大分小さくなってきてまして、その効果が出ているんじゃないかと思っております。

以上です。

○委員（上野一誠）最後にします。近く、10周年記念事業が行われるというふうにも聞いているんですけども、ぜひ、本市にとっても貴重な財産の地域でありますので、実行委員会等々を含めて、さらなる環境保全に努めていただくように、これは意見、要望として申し上げておきます。

○委員長（永山伸一）要望であります。

ほかにございませんか。

○委員（中島由美子）花いっぱいまちづくり推進事業について、いろんなところで苗の配布があったり、いろいろステッカーも配布されて、もう大分広報はされたのかなと思います。シンボル花壇もそれなりに見えてきておりますが、まだまだちょっと花いっぱいには遠い気がするんですが。このあたりの取り組み状況、それから決算ですけど、今後、やっぱり2020年まででしたか。そこまで一生懸命やるということだったので、今後の見通し等も教えてください。

○環境課長（内田泰二）花いっぱいまちづくり推進事業につきましては、地域の皆様方の御協力を得ながら取り組んでいくということで、現在やっております。

この中で、市のシンボル花壇も設置したり、あと地域のシンボル花壇、それと今年度からは花の名所づくりということで、また若干、手法を変えて、取り組んでいただいております。例を申し上げますと、陽成のほうでございますけれども、川の土手、堤防にずっと彼岸花を数キロにわたって植えていただいて、まだ、ことは最初は咲かないんじゃないかというような話でしたけれども、そこあたりも咲いたとか、お話は聞いております。

それと、汚泥再生処理センターとか、あとコミュニティフェスティバル等で、花の苗とか、配布はさせていただいております。これがそれぞれの

御家庭に持ち帰られて、大切に育てていただいて、それが少しでも家の周りを彩りをつけてくれるとか、そういったふうで、どんどん皆さんに広まっていけばいいのかなと思ひまして、今年度も、先ほどの蘭牟田池の10周年記念を実施しますけれども、その中でもまた花を配らせていただくことで、今準備を進めているところでございます。

後年度につきましても、しばらくは現在の取り組みを引き続きやっていきたいと考えております。

それと、ちょっと前後しましたけど、件数的にも、初年度からしますと、だんだん自治会、コミュニティ協議会、老人会、取り組みの件数は、全体的にはふえていっておりますので、一定の効果は出て、すぐには見えないかもしれませんが、今後見えてくるんじゃないかなと考えております。

以上です。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。ほかにございませんか。

○委員（福田俊一郎）花いっぱい運動けれども、監査委員のほうから、これを市民運動として展開されたいという御意見等も出ておりますけれども、そこあたりの監査委員の理由について御説明いただければ大変ありがたいと思います。

○監査委員（桑原道男） 昨年のこの意見書の中で、監査委員として意見を述べさせていただいたところでした。それは、現状については、今、環境課長のほうから説明があったように、コミ協だけでなく、自治会まで、本当幅広く展開された中で、皆様方の頭を昭和46年、昭和47年、あの太陽国体のときの市民が燃え上がった例の花いっぱい運動にもっと近づけてほしいという形で、今のところは、これは財源は市民活動支援基金をもってやっていますが、あのときは、市民の皆さん方は、市からの云々じゃなくて、市民がみずから汗を流して、そして山へ行って、本当それなのいろいろなものを集めて、菊だけでなく、カンナを植えてみたりとか、お金のかからない方法を展開されたもんですから、この基金にかかわらず展開してほしいということで、なお一層、県民運動で燃え上がったような形の分で、市民運動として展開が欲しいということで、昨年は監査意見書の中に記させていただいたものでございます。よろしく願います。

○委員（福田俊一郎） 2020年、48年ぶり

の鹿児島県での国民体育大会が開かれるということで、監査意見のそういう理由ということで、御意見を述べるということで、よくわかりました。

○委員長（永山伸一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はつきたと認めます。

以上で環境課及び川内クリーンセンターの審査を終わります。御苦労さまでした。

△市民課の審査

○委員長（永山伸一）次は、市民課の審査を行います。

それでは、市民課関係の決算の概要について、部長に説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）それでは、市民課の主要施策の成果について、決算附属書に基づき御説明をさせていただきたいと思います。

附属書の４４ページをお開きいただきたいと思います。まず、１の部に係る総合的な調整に関することでは、財政運営プログラムに沿った予算編成方針に基づく当初予算、決算の総括及び部内の予算執行、部内会議等を定期的に行い、部内の連携強化を図ったところでございます。

２の市民相談に関することでは、人権教育関係で、市の附属機関でございます人権対策事業審議会において、薩摩川内市人権教育啓発基本計画を作成し、その実施計画に基づき啓発活動に取り組んだところでございます。亀山小学校におきましては、花を栽培することにより、生命の尊さ、思いやり等を学ぶ人権の花運動に取り組んだところでございます。

なお、消費生活、あるいは弁護士会、司法書士会の各種相談等につきましては、生活困窮者自立支援法の施行に伴いまして、相談業務のワンストップ化を図るため、保護課へ業務を移管しておりますので、これにつきましては、後ほど保護課のほうで御説明をさせていただきたいと思います。

３の交通災害共済事業に関することにつきましては、交通災害共済への加入推進と、事故に遭われた方への災害見舞金の請求事務を行ったところでございます。加入率は２６．８％、加入者が２万６、２６０人となっており、平成２５年度と同程度でございます。見舞金の請求につきましては７７件、６３７万円でございまして、昨年度と比

較しまして減少したところでございます。

次に、４５ページでございます。４の戸籍及び住民基本台帳に関することでは、住民基本台帳法、戸籍法など、法令に基づく事務を行ったところでございます。平成２７年４月１日現在、９万７、６７３人のうち外国人が３５５人、この中ではフィリピンと中国人が１００人を超過しているところでございますが、平成２６年４月１日と比べますと７５５人の減少となっております、これは自然動態及び社会動態ともに減となったところでございます。

次に、４６ページの住民基本台帳ネットワークに関することにつきましては、住民基本台帳ネットワークを運用し、事務の効率化やＩＣカード、住基カードでございますが、の発行による住民サービスの向上に努めたところでございます。住基カードにつきましては、昨年度１、７０４件の新規で、累計では２万５、８３６件になったところでございます。

また、平成２５年３月９日よりサービス開始しました住民票等のコンビニ交付も１万３、１１６件となりまして、順調な運用となったというふうに判断しているところでございます。

以上、市民課の主要施策の成果について、概要の説明を終わらせていただきますが、決算の詳細につきましては、この後、市民課長のほうで御説明させていただきたいと思います。

○委員長（永山伸一）では、引き続き一般会計歳入歳出決算中、市民課分について補足説明を求めます。

○市民課長（榎 順一）市民課です。よろしくお願いをいたします。

それでは、平成２６年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算について説明をいたします。

まず、歳出について説明いたします。

決算書の歳出８１ページをお開きください。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費のうち市民課分は、８３ページ備考欄になります。備考欄、市民政策調整費の主な支出は、５人の行政事務嘱託員報酬、６人の職員給与費、医療福祉対策基金積立金でございます。

次に、９３ページをお開きください。１２目市民相談交通防犯費のうち市民課分は、備考欄市民相談事務費の主な支出１１人の人権対策事業審議

会委員報酬、人権擁護員協議会負担金でございます。

また、下から二つ目の丸印、交通災害共済事業費の主な支出は、県市町村交通災害共済給付事業負担金でございます。

不用額の市民課分がございます。負担金補助及び交付金の175万3,000円が不用額となりましたが、これは平成26年度の加入申込金のほとんどが平成26年2月から3月に収納されることから、当初の見込み額を下回ったため、不用額となったものでございます。

次に、101ページをお開きください。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の執行率は99.52%でございます。備考欄、戸籍住民基本台帳費の主な支出は、本庁、支所15人の行政事務嘱託員報酬、本庁、支所27人の職員給与費、委託料の主なものは、戸籍情報システム機器保守業務委託でございます。

また、使用料及び賃借料の主なものは、戸籍情報システム関連機器一式となっております。

その下、住民基本台帳ネットワークシステム事業費では、委託料の主なものは、住民基本台帳ネットワーク保守委託、使用料及び賃借料の主なものは、住民基本台帳ネットワーク機器一式、備品購入費といたしまして、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ強化のためのパターションの購入をしており、このほかコンビニ交付に係る運営負担金となっております。

次に、歳入について説明いたします。

まず、市民課分の収入未済はございません。

決算書は27ページでございます。14款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務手数料、1節総務手数料の市民課分は、備考欄、戸籍手数料ほか5件の手数料でございます。

次に、37ページをお開きください。15款国庫支出金、3項国庫委託金、1目総務費委託金、1節戸籍住民基本台帳費委託金は、備考欄、中長期在住者居住地届出等事務委託金でございますが、これは外国人登録証のかわりに在住カードが現在交付されております。このような交付に係る事務委託金でございます。

次に、47ページをお開きください。16款県支出金、3項県委託金、1目総務費委託金、1節総務管理費委託金の市民課分は、備考欄、地域人

権啓発活動活性化事業委託金でございます。これは、指定された小学校が行う人権の花運動に係る経費で、1校当たり5万円の定額となっており、ところでございます。

同じく、3節戸籍住民基本台帳費委託金、人口動態事務委託金は出生、死亡、婚姻、離婚、死産を恒常的に把握し、厚生労働行政を初めとする各種施策の基礎資料を得ることを目的としており、交付されております。

次の、戸籍住民基本台帳費委託金は、公的個人認証事務電子署名に係る県からの市町村権限移譲委託金でございます。

次に、53ページをお開きください。17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金の市民課分は、備考欄、医療福祉対策基金利子収入でございます。

次に、61ページをお開きください。21款諸収入、5項雑入、4目雑入の市民課分は、65ページ備考欄になります。コピー実費収入、それから県市町村交通災害共済費収入、交通災害共済事務費収入でございます。

次に、飛びまして385ページをお開きください。基金について御説明を申し上げます。4基金、市民課関係は、表の上から6番目の医療福祉対策基金でございます。平成25年度末現在高は1億954万6,000円、決算年度中の増減は16万円の増となり、平成26年度末残高は1億970万6,000円となりました。決算年度中の増額分は、寄附金10万円と基金利子というふうになっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜われますようお願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま、当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（森永靖子）附属書の44ページですが、この市民相談に関するところということで、さっき部長の説明で、保護課に移りましたと言われたから、平成27年度保護課でしょう。相談件数が少なかったとか、何か不具合があつてなんですか。市民相談というと、市民の相談で、今までずっとやってきて、どういうあれでほかに移ったんでしょうか。

○市民福祉部長（春田修一）ちょっと私の説明

不足だったのかもしれませんが、生活困窮者自立支援法ができて、例えば、消費生活相談の中でも、多重債務とか、そういう形で生活困窮に陥っていらっしゃるとか、そういう部分等がございました。そういうことから、生活困窮者自立支援法ができたときに、相談窓口が、市民課に行ったり、あるいは保護課のほうに行ったりという形でふくそうするということがございましたので、市民相談に関するワンストップ化を図りたいというようなこと等で、今まで市民課で受けておりました市民相談に関する、司法書士とか、あるいは行政書士、あるいは他のいろんな相談業務につきまして、保護課のほうに移管を、平成27年度からさせていただきました。その関係がございまして、決算の中では、市民課から抜いて、保護課の中でその資料等については掲載させていただいたということでございます。

以上でございます。

○委員（森永靖子） 県のほうへの窓口は、何というあれで届けはしてあるんですか。ちょっと言い方があれですけど、市民相談室という形で今までずっとして、国の何かが変わったとかっていうことでしょうけど。相談に来られる人たちが、保護というか、保護課という、もう一般的に生活保護という感じを市民が受けられるので、市民一般の市民相談というふうには、市民はとられないんじゃないかなというあれが、今、部長の説明でわかったんですが。ちらちらあちこちから、今回、相談窓口が変わったみたいで、入りづらいとか、いろんなのがいっぱい入ってきたんです。だから、どういう形でそういうふうになったのかなというのを聞きしたいと思ったんですが、保護課のほうで聞いたほうがいいんでしょうか。

○市民課長（榎 順一） 消費生活の関係で県のほうに届け出た名称は、総合相談窓口ということになっております。これは現在も変わっておりません。そういうことで、消費生活の中では、そういうふうには県内、いろんな各市町村にも統一した形で名称を掲げてございます。

以上です。

○市民福祉部長（春田修一） それと、委員おっしゃいますように、保護課になると生活保護というイメージを持たれるんですが、私どももネーミングの中ではかなり苦労したというんですか、市

民により相談をしていただきやすいというようなことで、生活相談グループというような形で、保護課の中に設けたところでございます。

今回、生活困窮者の自立支援法につきましては、福祉事務所を設置する箇所につきましては、全て必須になっておりまして、県内の状況としまして、ほとんどが保護課の中に、生活保護を担当する課の中につくっているようでございます。委員御指摘の部分で、市民が入りづらいということがないような形で、私どもも窓口をきちんと分けているつもりでございますが、今後ともいろんな形でPRは図ってきたいというふうに考えております。

ただ、私どもがどうしても1カ所にしかかったのは、どうしても生活困窮に流れていく方がかなりいらっしゃるということと、生活保護の中でも、年間250件ほど相談が来るんですが、そのうち実際半数程度が保護申請に至るというような形で、残りの部分については、いずれにしても生活相談というような実態が見られた、そういうこともございまして、市民から、より窓口のワンストップ化を図ることによって、入りやすいという思いもあってしたんですが、委員の御指摘の分については、十分踏まえて、今後周知等を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（森永靖子） 決算に関することって最初で言われたのですが、話がここまででしたので、生活困窮相談ってなっているということは、消費生活相談っていうのはどうなっているんですか。それと、県のほうには消費生活センターというふうに届けてあるのであれば、生活困窮の相談というふうに銘打って書いてあるように、私はちょっと今、思ってるんですが。どうしても入りづらいというか、エレベーターからおりて、見てみないと、看板が見えない感じです。ですから、おりたときに入り口がここだというような感じで、消費生活センターというふうに県に届けているのであれば、生活困窮の相談だけですよというふうに、ぱっと見てしまうので、看板ももっと市民が相談に来られたときに見やすい、エレベーターからおりたときに見やすい位置に。生活困窮、ちょっと、私の見間違いかな、やっぱそんなふうになっていた。ちょっと市民が相談しやすい窓口、一番

肝心なところなのになと思って。このことには、最初から、男女共同参画を進める中で、ずっと何十年來進めてきた事業であったので、気になっていたところだったので。もっと窓口が一般的なものであるように、日常の相談がうまく皆さんができる窓口であったらなというふうに感じたんですが。そういう予算がどこから出ているかというのでなると難しいことでわかりませんが、市の中で市民相談窓口というのであれば、もっと皆さんが入りやすい。保護って書いてあるために、生活保護をもらっているんじゃないのに、消費生活のことを相談に行きたいのにという方もいる、そこをもう少し検討していただいて、市民の窓口として、相談しやすい窓口にしてほしいという、要望です。何かありましたら教えてください。

○委員長（永山伸一）要望ではありますけど、部長、ありますか。そこら辺の、看板のことも含めてお願いします。

○市民福祉部長（春田修一）グループにつきましては、生活相談グループという形でやっておりまして、今おっしゃるように、消費生活も含めた形で全部移管しております。窓口が、よりわかりやすいように、かつ気軽に相談できるような掲示も必要だということでございますので、これにつきましては、十分検討して対処していきたいというふうに考えております。

○委員（森永靖子）案内が、皆さんによく行き届くように、消費生活の相談も全ての相談はここですよというふうにさせていただけたらと思います。お願いします。

○委員長（永山伸一）要望です。

ほかにございませんか。

○委員（福田俊一郎）お尋ねしていいのか、ちょっとあれなんですけれども。決算の中でこの住民基本台帳については、定期的に実態調査を行っていますよということなんですけれども。私がこれまでの議会資料を持ってくるのを失念したんですけれども。自殺者や、あるいは交通事故等で亡くられる方以上に、警察署のほうから毎年発表される行方不明者が相当数に上るということで、多いです。年間5万人ぐらいというようなことも、この中には当然災害等で被災されて、行方不明というのも入っているわけなんですけれども。あといろんな理由で、よそへ行って、確認が、行方不明に

なっているというようなことが発表されるわけです。そういうふうな市の市民課のほうとかに問い合わせ等もあろうかと思うんです。また、平成26年度において、そういう行方不明者なり、そういう実態がないというような事例等もあるのかどうかを1点だけお尋ねしたいと思います。

○市民課長（榊 順一）行方不明者等についての市民課への問い合わせは、私が記憶している限りじゃありません。ただ、実態調査につきましては、昨年から定期的実態調査ということで、選挙のときの際の入場券が不達で、返戻された人に対して、定期的に調査をするようにしております。

その中で、実際に住所地に行きまして、住んでいるか、住んでいないか等の確認をしたり、住んでいない場合は、家族、親戚関係者に問い合わせをしまして、適正な場所に住所を登録していただくようにということで、指導もしているところでございますけれども。そういった中で、実際にもう住んでいないということであれば、職権で住民票を消除させていただくというような手立てをしております。

以上です。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はつきたと認めます。

以上で市民課の審査を終わります。御苦労さまでした。

△市民健康課の審査

○委員長（永山伸一）次は、市民健康課の審査を行います。

それでは、市民健康課関係の決算の概要について、部長に説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）それでは、市民健康課の主要施策の成果につきまして、同じく決算附属書に基づき御説明させていただきたいと思っております。

決算附属書の56ページからになります。まず、1の保健・医療体制の整備についてでございますが、救急医療体制の充実では、休日及び夜間におきます救急医療を確保するため、病院群輪番制、これは川内市医師会にお願いしている分です。及び共同利用型病院運営事業、これは薩摩郡医師会

に委託している分でございます。これらの事業によりまして、市民への救急医療の提供へ努めるとともに、一次救急医療体制の充実や休日、夜間の小児重症患者の対応のため、川内市医師会等に対しまして、その運営の一部を助成したところでございます。

また、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを推進するため、地域周産期母子医療センターとして認定されております済生会川内病院に対しまして、運営の一部を助成したところでございます。

予防接種事故の救済につきましては、予防接種により健康被害者を救済するため、予防接種法に基づき救済措置を実施しているところでございます。

次に、診療所の管理運営につきましては、無医地区等の医療確保のため、川内地域の5診療所の管理運営等を行ったところでございまして、420人、60日の診療を実施しているところでございます。

次に、57ページになります。巡回診療の実施につきましては、離島、僻地の特定診療科の医療を確保するため、県医師会及び鹿児島大学医学部の協力によりまして、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科の無料巡回診療事業を実施したところでございます。

健康づくり推進体制の充実につきましては、健康づくり推進協議会食生活改善推進員の研修会等を開催しながら、市民の健康づくりを推進したところでございます。

2の保健センターの管理運営では、すこやかふれあいプラザと各所の保健センターの適正な管理運営を行ったところでございます。

3の健康づくりの促進でございますが、乳幼児、妊婦の健診事業、健康教育等のほか、健康増進法に基づくがん検診、健康相談等を実施したところでございます。

なお、コウノトリ支援事業として、不妊治療の助成事業を行っておりますが、平成26年度は114組の夫婦に助成金を交付し、30名が妊娠に至っております。

また、こしき子宝支援事業では21名に旅費等を助成したところでございます。

そのほか、健康教育は、健康相談等の健康増進

事業、自殺対策事業、がん診事業を実施したところでございます。

60ページになります。4の感染症等の予防対策では、BCG接種や法に基づきます各種の予防接種を実施したところでございます。

なお、平成26年10月から水痘、成人用肺炎球菌ワクチンが定期予防接種に加えられております。そのほか、平成25年度の流行に伴い、風疹予防接種を市単独事業として平成26年度も実施し、助成を行ったところでございます。

次に、各診療所の主要施策の成果の概要につきましては61ページからになります。国民健康保険直営診療施設勘定特別会計では、里診療所を初めとしまして、6診療所の管理運営を行い、特定離島ふるさとおこし推進事業及び国民健康保険調整交付金事業等を活用して、医療機器等の整備を行っているところでございます。

患者数につきましては、入院8,730人、外来は4万9,950人となっております、年々減少してきているところでございます。

また、一般会計からの繰入金については3億円となっております、これも年々増加をしているというような状況がございます。

なお、上甕診療所の医師につきましては、身体の障害等によりまして、一般職への職種替えを行っておりますが、本年4月から新任の歯科医師を採用し、勤務していただいているところでございます。

以上、市民健康課の諸施策の成果につきまして、概要の説明を終わらせていただきますが、決算の詳細につきましては、この後、市民健康課長のほうで御説明をさせていただきたいと思っております。

○委員長（永山伸一）では、引き続き、一般会計歳入歳出決算中、市民健康課分について、補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）それでは、平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算の市民健康課分について御説明申し上げます。

歳出について御説明しますので、決算書の121ページをごらんください。

4款1項1目保健衛生総務費では、支出済額9億1,058万1,468円を支出しており、子育て支援課の子育て子ども医療助成費を除いた5億9,395万4,647円が市民健康課分にな

ります。

備考欄で説明をいたしますので、122ページをご覧ください。事項、保健衛生一般管理費中、市民健康課分は、職員34人の人件費が主なものです。

事項、予防接種事故救済措置費では571万8,780円を支出しております。

事項、診療所管理費では、本土、川内地域の診療所維持管理費運営のため、107万2,440円を支出しております。

事項、巡回診療事業費では、78万4,420円を支出しており、特定診療科巡回事業費負担金が主なものです。

次に、事項、保健対策推進費では158万6,726円を支出しており、食生活改善推進事業の報償費や旅費が主なものです。

次に、124ページにかけてですけれども、事項、地域医療対策費では3億5,921万3,010円を支出しております。在宅当番医運営委託や国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰出金が主なものです。

市民健康課分の一律50万円以上の不用額は、職員給与、共済費59万8,808円の執行残です。

次に、2目保健センター管理費では2,891万9,553円を支出しております。

備考欄124ページで御説明申し上げます。事項、すこやかふれあいプラザ管理費では1,292万8,516円を支出しており、管理人報酬3人分、館内清掃業務委託ほか8件の委託料が主なものであります。

事項、保健センター管理費では1,599万1,037円を支出しております。樋脇保健センター浄化槽維持管理業務委託ほか31件の委託料が主なものです。一律50万円以上の不用額は委託料で、57万3,354円執行残です。

3目保健指導費では、2億6,534万5,194円のうち市民健康課分は2億6,163万5,631円を支出しております。

備考欄で御説明申し上げます。事項、保健指導費では805万240円で、主に健康づくり計画策定事前調査委託と健康管理システム保守委託であります。

事項、母子保健事業費では1億3,134万8,747円のうち市民健康課分として1億

2,763万9,184円を支出しております。嘱託医師報酬204名分、妊婦、乳幼児健康診査委託19件の委託料、備品購入、不妊・不育治療費助成金、未熟児養育医療費等県費負担金返納金が主なものであります。

50万円以上の不用額について御説明申し上げます。子育て支援費の報償費では、母子保健推進員活動及び申請時訪問等の執行残が67万8,000円です。子育て医療費助成事業費では502万1,539円で、未熟児養育医療で生活保護世帯の申請がなかったことによる執行残になります。母と子の健康診査事業費では、委託料913万4,496円で、妊婦健康診査の執行残になります。

次に、125ページをお開きください。事項、健康増進事業費は1億2,594万6,207円を支出しております。

備考欄126ページで御説明申し上げます。行政事務嘱託員報酬一人分、胃がん検診業務委託ほか36件の委託料、がん検診車航送料負担金ほか3件が主なものであります。

一律50万円以上の不用額については、がん検診業務委託料593万2,099円で、台風の影響で2月まで検診を実施していましたが、検診受診者が少なかったことによるものです。

次に、4目予防費では、支出済額2億5,987万500円のうち環境課の狂犬病予防事務費を除いた2億5,869万6,148円が市民健康課分です。

備考欄を説明いたします。事項、感染症予防費では、看護師業務嘱託員二人分の報酬、定期予防接種業務委託ほか36件の委託料が主なものであります。

次に、50万円以上の不用額について御説明申し上げます。11節需用費及び13節委託料の残額は、各種予防接種の接種者が見込みよりも少なかったものによるものです。需用費、医薬材料費で2,186万207円、委託料で610万9,734円です。

次に、歳入について説明させていただきますので、決算書の15ページをお開きください。

13款2項2目衛生費負担金ですが、備考欄にて説明いたします。未熟児養育医療給付自己負担金で平成25年度より県から権限移譲によるもの

で、所得に応じた自己負担金であります。

次に、17ページをお開きください。14款1項3目衛生使用料ですが、市民健康課分はすこやかふれあいプラザ及び樋脇保健センター、西方診療所の衛生使用料に関してになります。不納欠損額及び収入未済額はありません。

次に、33ページをお開きください。下の行になりますが、15款2項3目衛生費補助金では、母子保健衛生費国庫負担金と疾病予防対策事業費等補助金になります。

次に、39ページをお開きください。中段になりますが、16款1項2目衛生費負担金として未熟児養育医療費負担金であります。

次に、43ページをお開きください。上の行の16款2項3目衛生費補助金は、甑島地域不妊治療支援事業費補助金、予防接種事故救済補助金の計6件になります。

次に、49ページをお開きください。16款3項3目衛生費委託金では、市民健康課分は権限移譲事務委託金になります。

次に、61ページをお開きください。21款3項1目貸付金元利収入として、医療福祉従事者奨学資金貸付金元利収入であります。

次に、65ページをお開きください。21款5項4目雑入として、実習生受入金謝金等の7件であります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜われますようお願い申し上げます。

○委員長（永山伸一） ただいま、当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。御質疑ございませんか。

○委員（森満 晃） この感染症予防費で、少し説明があったのかなと思うんですけども、当初の人員よりも見込みが少なかったということで、どう見たらいいんですかね。当初で6万人ぐらいこれ予定してるんですかね。これが実際4万2,000から3,000ぐらいなんですか。この見込みより少なかったちゅう要因が何かありましたら教えてください。

○市民健康課長（檜垣淳子） 感染症では、いろんな病気が、はやると多くなり、また、はやらないと少ないっていう形で、見込みがなかなかつかめないことによるものが大きいです。特に、何件で何件っていうことではなくて、やはり予算的に

は感染症がはやったときのことを考えて予算をしておりますので、そういうことになります。

以上です。

○委員（森満 晃） ちなみに、この予防接種とありますけども、一応、一人単価っていうか、予算的に非常に経費がかかるって言ったら。この予防接種ではどれくらいになりますか、わかりますか。

○市民健康課長（檜垣淳子） 病院に支払う委託料と、あと予防接種のワクチン代っていうことになります。

○委員長（永山伸一） 単価的な部分は、ありますか。単価的な部分が。

○市民健康課長（檜垣淳子） 濟いません、ちょっと資料がないので後でよろしいでしょうか。申しわけありません。

○委員長（永山伸一） じゃ、単価的な部分、後ほど資料提出お願いいたします。

○市民福祉部長（春田修一） 予防接種ですが、26年度で申しますと一番、手技料は、大体、医師会と協議をしながら3,600円程度でしております。ただ、薬剤費がかなり高低差がございますので、一番高いのでやっぱり6,000円を超える部分があるようでございまして、その部分が高くなってきているというような形です。ですから、一番高いので手技料と薬剤料あわせて1万円程度というのが高い接種料になるところでございまして。手技料につきましては、医師会と大体同じような取り扱いをしていただくようにしております。

これにつきましても、国のほうから基本的な考え方というのが示されてくるんですが、県内の中でも高低がございます。本市の場合は、鹿児島とか鹿屋とか比べまして安くでお願いをしてというのが現状でございまして、県内の中で比べましても、安くはないんですが中ほどからちょっと上というような状況でございまして。

以上でございます。

○委員長（永山伸一） 薬剤が今わかればもう一緒に、お願いします。

○市民健康課長（檜垣淳子） 予算的に一番多いのが、4種混合のワクチンになります。その次が……。ごめんなさい、小児用の肺炎球菌が一番予算的に高く、あと4種混合のワクチンが2番目、それとヒブワクチンが3番目という形になり

ます。

○委員長（永山伸一）よろしいですか、金額的な部分まではよろしいですね、じゃあ資料提出はもう求めなくていいですか。

○委員（森永靖子）先ほど部長の説明をちょっと聞き逃してしまったんですが、上甕か里診療所の歯科の先生がちよっと具合が悪くなられたということ聞いたんで、後はもう入られたんですか。

○市民福祉部長（春田修一）昨年１０月から一般職にかえまして募集をかけておりました。その関係で、鹿島の歯科診療所のほうに鹿児島大学のほうから隔週で来ていただいた先生が、甕のほうをかなり気に入られたというんですか。上甕を一般職に切りかえた際、上甕のほうにもその先生が、熊谷先生という方なんです来ていただいて気に入られてそれで募集をしていただきました。

そのようなことがございまして、今まだ若い３０何歳ですかね、３０歳を超えただけの若いドクターを市の職員という形で採用して、４月から上甕の歯科診療所のほうを担っていただいているというような状況でございます。

○委員（森永靖子）ありがとうございます。

保健全体の管理のことで少しお尋ねです。以前からずっと、会のたんびにお願いしてた件ですが、予算がとれないのか決算にも上がってきませんが。周辺が夜の会議のときにとっても暗いのでってことで、何回か委員会の中でも話をした記憶があります。

街灯がないので周辺が暗いってことと、お願いの中に予算化してくださいをお願いした分の調理室の排水がとっても悪い。３階の会議室の備品が、ごめんないさいね、ここで言うのかどうかわかりませんが。もう言うところが、何回言っても予算にしてもらえないので。

○委員長（永山伸一）関連することはいいいいということで当初申し上げております。

○委員（森永靖子）はい。備品がとっても——外から見てもカーテンが全部破けてみっともないっていうことと、机ががたがたするっていうこと。駐車場をどこか周辺に借りてもらえないかっていうことは再三お願いしてきたことの４点なんです。何か解決策がありますでしょうか。保健センターに関してのことだと思いますが、また要望にするか、お願いしたいと思います。

○委員長（永山伸一）平成２６年度の状況について。

○市民健康課長（檜垣淳子）駐車場の関係は、一応、神社のほうを借りてはいるんですけども確かに少ない。少ないっていうか、普通は足りてはいる状況ではありますけれども、御迷惑をかけてる部分はあるかなと思いますので、また検討していきたいと思います。

あと、あと３点のほうも検討させてください。よろしくお願いします。

○委員（森永靖子）もう、ついです。どこで言うありません。もう何回もです。管理のところでよろしくお願いします。要望でもなくて意見です。

○委員（中島由美子）がん検診ですが、また健康保険の検診率が最近また言われて、やはり検診率がなかなか上がっていかない状況にあるんですが、最近の状況どうなのか。また今後どうされるのか。

特に、胃がんについては、再三言ってきましたピロリ菌の検査を——大分こうピロリ菌が胃がんの大もとであるってことも言われ出したかなと思うんですが——やはりまだ入れる気はないか、そのあたりも含めてお聞かせください。

○市民健康課長（檜垣淳子）がん検診に関する検討会っていうのが国でなされてまして。乳がんとか胃がん最近、結果がきたところであります。

その中では、乳がん検診は２年に１回、４０歳以上っていうことで、あと胃がん検診のほう５０歳以上で、あと胃透しと胃カメラどちらかっていうようなことは聞いております。

ただ、国の検討会の意見なので、あとは県と協議をしながらという形にはなるとは思いますけれども。薩摩川内市がどんなにしていっていかっているのは、また、検討はしていきたいと思っております。

最近の状況はグループ長のほうが答えます。

○主幹兼健康企画グループ長（越路三保子）最近の状況というのは今年度の……。

○委員長（永山伸一）平成２６年度ここに出ますけど。

○委員（中島由美子）ああ出ますけど、そうか。

○委員長（永山伸一）受診率がどうなのかからお願いできますか。

○主幹兼健康企画グループ長（越路三保子）

平成25年度と比べまして、乳がんだけが上がっていきまして、あとは少し受診率は下がっているところですよ。

特に、昨年度につきましては、胃がん、大腸がんにつきましては、例年、検診の実施月が5月ぐらいなんですけど、昨年度は10月の実施月になっておりました。かなりそれが影響していたと思います。

その時期については、県内で全市町村を調整しているので、うちだけ5月にお願いして、それがかなうというのが、なかなか難しく、県内で5月になったり10月になったり9月になったりという感じなので、なかなかそういうところは調整が難しいところです。かなりそれが影響していたと思います。

あと、子宮がん検診は、昨年、産婦人科が1カ所閉院になってまして、その関係があったと思います。ことしは実施期間を一月延ばして状況を見ているところです。

あと、肺がん検診は、以前は大型店舗の駐車場でさせてもらっていたんですが、去年それをやめた関係が非常に大きく、369人ぐらいだと受診者数は。昨年は減っていましたので、会場等のことについては、本年度は、また、そこ復活したりして、受診者の増を見込んでいるところなんですけど。ことしも、もう、終わりに近づいてますが、なかなか受診者数がふえてないところです。

○委員長（永山伸一）ふえてない。部長、補足はありますか。

○市民福祉部長（春田修一）がん検診の部分につきましては、受診率向上に向けて今後も取り組んでいきたいと思っております。

県内の状況と比較したときには、これ県内の状況高いんですが、ただ国が示す目標等は届いてないというような状況等がありますが、今後も受診率の向上に取り組んでまいりたいと思います。

特に、集団検診だけなんですけど、経費的には上がるんですが、市内の病院と申しますか、そういうところでも可能な部分についてはできないのかということもちょっと検討をしていきたいなと思っております。

それと、ピロリ菌の話、御質問でございましたが。一般質問でも出て答弁させた記憶もあるんで

すが、国の動向を見きわめながら、今、国のほうでも検討中という情報等も入っておりますので、もうしばらくその状況を見ながら導入するかどうかというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（中島由美子）がん、集団検診とかずっと来るわけですよ、日程が。なかなか、自分自身を振り返ったときに、日にちが限られてくるものですから、地域が広い、やっぱり行けないことも多くて。この日は必ずねとか思っても、今度は時間が午前中じゃないと行けなかったりして、そこに、はみ出してしまう。だから、私みたいなのは多いのか少ないのかわかりませんが、なかなか行きづらいものがあるなあと。

やっぱり多い地域にいる関係で、並んで待たされるのも辛いなあというのもあったり。だからもう少し病院を、さっきちょっと言ってくださったんですが、病院がうまく使えたらいいなあというところを感じるのが1点。

それから、ピロリ菌については県内でも少しオプションでつけられているところ、有料という形でつけられてるところも徐々に出てきております。長崎は結構な市町村が入れてきておりますので、やはりもう結構、講師の方もピロリ菌のことは言っておられますので、ちょっと考えていく時期には来てるのかなあと思いますので、早目の検討っていうか導入をお願いしたいと思っております。

○委員長（永山伸一）意見、要望であります。

ほかにございませんか。

○委員（上野一誠）医療体制の充実という中に入りますが、またこの後の議案196号にも関連するんですけども、基本的に医師不足、あるいは看護師不足という現状の中で、いろいろと年間通して医師会、あるいは三者医療会、そしてまた歯科医師会等々、当局もいろいろ意見交換、懇親を深めながらその現状と課題等を含めながら、いろんな把握はされていらっしゃるというふうにも思っています。

今、薩摩川内市医師会を含めて、鹿大から3分の2ぐらいの医師の皆さん派遣をしていただいで、これがもう実際かなわないと、非常にこの町の医師不足というのはさらに深刻化してくるというふうには思っております。

そういう意味では、当局が今のこの現状を踏ま

えて、看護師不足も含めて、今後本市におけるやはりそういう医療体制、医師不足、看護師不足をどう考えている、つかんでるのか。いろいろと県医師会を含めて努力はいろんな角度からやってらっしゃると思うんですが、その認識を少し教えてください。

○市民福祉部長（春田修一） 今、御意見ございましたように、甑島だけではなく本土の中でも医師不足看護師不足というのは出ております。医師会のいろんな意見交換会の中でも出ております。

特に、今委員ございましたように、本市に済生会川内病院と市民病院が中核病院という形で位置づけられておりますが、そこにも鹿大からの派遣というのがかなり来ていらっしゃいます。そういうことで、鹿児島大学のほうがその派遣医師を引き上げることがあれば、その病院の診療科がなくなってくるというような実態もあります。

そのようなことがございまして、私ども県知事要望の中ではその、鹿児島に片寄り過ぎてるとい言い方はちょっと語弊があるんですが、やっぱり県内でも中心部のほうに片寄ってる部分があるので、偏在の解消を図ってくれと。それと、看護師助産師の確保についてもそれなりの県としての対応してくれというような形で県知事要望を上げてるところでございます。

今、川内市医師会のほうでは看護師対策ということで、准看の要請と高等、正看と申しますか、してるんですが。准看のほうは定数を大体保っているところなんですが、高等科のほうになりますともう定数を下回ってるというような状況等がございまして。それは高校から直接入れないのでそういう減少してると。地域の中では、看護師も確保しないといけないというような状況等があって、3年かけてレギュラー化を図ろうという形で、医師会の中で合意をとられて、今それに向けて作業を進められてるところでございます。

なので、私どももそういう看護学校を卒業された方が市内の病院に入っていただく手だてはないのかということも含めまして、現在検討をしているところでございます。

どうしても神村学園さんとか純大さんもあるところでございますが、どうしても県外の病院のほうに就職されるというような実態等がございますので、できるだけ市内で研修を積まれた方につい

ては市内のほうにとどまる方策が何かないのかということも含めて、今現在、検討しているところでございます。

以上でございます。

○委員（上野一誠） 意見、要望でいいんですが、ある個人病院の院長が、鹿児島にああいう大きな病院がばんばんできていくのもう医師はそっこのほうに持っていかれて、地方でこういう医師不足が生じるんだという御意見を言われた院長もいらっしゃるんですけど。まさに今、部長がおっしゃるとおり看護師の育成、川内看護学校がありますけれども、そういうレギュラー化も含めて市も一緒になって、ぜひあらゆる角度から連携を取っていただいて努力していただくように、これは意見、要望として申し上げておきます。

○委員長（永山伸一） 意見、要望であります。

ほかに御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） よろしいですか。では、ここで本案に係る審査を一時中止します。

ここで休憩します。再開はおおむね13時いたします。

~~~~~

午前11時51分休憩

~~~~~

午後 1時 開議

~~~~~

**○委員長（永山伸一）** それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

△議案第196号 決算の認定について

（平成26年度薩摩川内市国民健康保険直営診療所勘定特別会計歳入歳出決算）

**○委員長（永山伸一）** 次に、議案第196号決算の認定について（平成26年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算）を議題とします。

補足説明を求めます。

**○市民健康課長（檜垣淳子）** 議案第196号、平成26年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算について御報告申し上げます。

まず、歳出について説明いたしますので346ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目一般管理費では、5 億 6,305 万 1,571 円を支出しております。備考欄にて説明いたします。

3 4 6 ページをごらんください。甑島の各診療所の上に係るもので、職員給与費が主なものです。

次に、2 目 研究 研 修 費 では、6 2 0 万 6,361 円を支出しております。国保診療施設等学会研究費及び医師会負担金等に係るもので、薩摩郡医師会負担金ほか 9 件が主なものです。

次に、3 4 7 ページです。2 款 1 項 1 目医療用機械器具費では、5,936 万 8,588 円を支出しております。医療用機械器具整備及び修繕等に係るもので、備品購入及び C T 装置保守点検業務委託ほか 15 件が主なものです。

次に、2 目医療用消耗品消耗機材で 3,437 万 4,193 円を支出しております。各診療所における注射器等の医療用消耗品の執行に伴うもので、臨床検査業務委託ほか 10 件が主なものであります。

50 万円以上の不用額について、委託料が 74 万 5,070 円の不用額で、各診療所の執行残の積み上げになります。

次に、3 目医療品衛生材料費で 2 億 4,801 万 523 円を支出しております。各診療所における医薬品衛生材料費であり、診療所における医薬品の購入費であります。

不用額については、各診療所における医薬品購入に係る執行残の積み上げです。

次に、2 項 1 目給食総務費で 41 万 8,179 円を支出しております。入院給食に係る備品購入が主なものです。

次に、2 目給食用材料費で 662 万 2,659 円を支出しております。入院給食材料購入費であります。

次に、4 款 1 項 1 目元金で 1,251 万 8,783 円を支出しており、長期債償還元金であります。

次に、4 款 1 項 2 目利子で 201 万 3,711 円を支出しており、長期債に係る償還利子であります。

次に、6 款 1 項 1 目予備費については、執行はありませんでした。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の説明をいたしますので 339 ペー

ジをお開きください。

診療収入については、5 億 5,481 万 5,540 円です。

次に、341 ページをお開きください。使用料及び手数料で 352 万 5,930 円、県支出金として 2,683 万 6,000 円です。繰入金として 3 億 3,961 万 6,325 円になります。諸収入として 779 万 773 円で、歳入合計 9 億 3,258 万 4,568 円です。

次に、前に返りまして 339 ページをお開きください。1 款 1 項入院収入、5 目一部負担金、2 節滞納繰越分の収入未済が手打診療所 1 件 1 名分の 9 万 1,000 円であります。

次に、349 ページをお開きください。実質収支について御説明申し上げます。歳入合計 9 億 3,258 万 5,000 円、歳出合計 9 億 3,258 万 5,000 円で、実質収入額はゼロ円になり、収支額はゼロ円であります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（永山伸一） それでは、ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（上野一誠） さきの補正予算でも、甑島の医療体制について御意見がありました。あえて決算ですから、今後も含めて、ちょっと見解というか考え方を、少しお尋ねをしていきたいと思うんです。

さきの補正の委員会の中でも出ておりましたとおり、下甑の医療体制ってということが、今、大きな課題になっているということは、いわば手打診療所の先生の任期が今年度いっぱいということで、あとどうするかということが一つの課題です。

それで、今、高齢になって、もう 75 歳ということでありますので、下甑は三つある中で、入院施設があるのはこの手打診療所だけということになると思うんですが。そうした中で、仮に後任の先生が決まらなかった場合——この瀬戸上先生が、仮にもうおやめになられて決まらなかった場合、にどういう対応をしていくのかということも御懸念があらわれるというふうに思うんです。

しかしながら、今、瀬戸上先生を含めて、後任の先生をお願いをしてくれていると。しかし、なかなかそれに至らないというのが現状であるんです

けども、いろんな角度から見たときに、今後の甑島の医療体制をどう図るのか、あるいはどう医療を守るのかということについては、もう再編というとらえ方からいって、そういう時期がもう来ているのではないかなというような思いもしないんです。

それで、いろいろな角度から地域の声もあるように聞こえてくるんですけども。そうした中で、今後、この甑の医療体制というのを、どういうふうに守り、また進めていこうとする考えを持っているか、あるいは再編計画も含めて、そういうお考えがあるかないか。また、今回、来年から新たなスタートを切るとすればどういう対応をしようとするのか、少し考え方を教えてください。

**○市民福祉部長（春田修一）** 甑島の医療体制の今後のあり方をどう考えるかということでございます。今、企画政策部のほうにおいて、甑はひとつ推進室をつくりながら、その中でそれぞれの地域からの代表者を集めて、医療体制も含めましていろんな意見を聞いているところでございます。

その中で、入院施設のあるところに上、下それぞれ一つでもいいのではないかなというような意見も島民の中からも出ているというふうに、私どもも聞いております。

そういうことも踏まえまして、今後、企画サイドのほうで、今後の甑島全体の考え方を、方向性がある程度出てくるだろうと、地区の意見を聞いた形で出てくるだろうと思っております。

ただ、私どものほうとしましては、今、委員おっしゃいますように、瀬戸上先生の任期が来年の3月で満75歳になられるということで、一応、条例上の定年という形に期限付きの任用が切れるところでございます。

そのようなこと等で、今後、募集もかけておりますし、瀬戸上先生からの後任の医師の紹介もしていただいて、そこの方とも接触をいたしておるところでございますが、なかなか思うような状況にございませんので、私どもとしては、下甑の医療を守ると、医療サービスを守るという観点から、そして医師の確保だけではなくて看護師の確保にも苦慮しております。

ここ二、三年の間に、看護師の職員の定年というのも控えております。平均年齢で看護師が52歳ぐらい、嘱託員が平均で57歳ぐらいでござ

います。

そういうことからしたときに、看護師の確保というの也非常に難しくなっていると思っておりますので、働くスタッフのことも考えながら、今後の医療体制をどうするかということ、委員おっしゃいますように再編というのも一つの方法論だということで、今、そうなった場合どうあるべきか、ということも踏まえて、今検討をしているところでございます。

以上でございます。

**○委員（上野一誠）** 甑はひとつという推進協議会が立ち上がって、いろいろ意見をつくられているんですけども、今、再編を考えて検討をしているという中で、もう時間はないという状況に今、至っているというふうに理解をしているんです。

そういうとらえ方からすると、今、その再編計画を示していける一つの時期というか、そういうものは、どのようにお考えなのか。あるいは企画が、再編を進めようとするならば、やっぱりどういう時点で、ある程度の方針というか方向性が示されていけるのか、そこあたりの、ちょっと考えも聞かせてください。

**○市民福祉部長（春田修一）** 甑はひとつのほうでは、甑架橋が完成して、その後に、どうあるべきかということとしております。ただ、私どものほうとしましては、来年の4月にはどうするんだという、差し迫った問題等を抱えております。

そういうことで、最終的な部分についての歩調はとっていく必要があると思いますが、私どもは、来年の4月を見据えた段階では、今月、来月ぐらいには、ある一定の方向性を出していけないと、来年の4月に間に合わないのではないかなというような思いは持って、今、作業は進めているところでございます。

**○委員（上野一誠）** 瀬戸上先生におかれては、これまで、長年、37年というふうにお伺いしますけど、離島医療ということからすると、大変な御尽力をいただいているというふうに思います。

したがって、研修医も、やっぱり瀬戸上先生を頼って、何名か来ていらっしゃるというふうにもお伺いしてるんですけども。したがって、あの入院施設がある中で、仮に新たな医師が一人入った場合に、新たに医師がそこに一人派遣をされてき

たとすれば、研修医等々が対応、いるがゆえに、十分、この一人でも可能ということが出来るのかもしれないけど。仮に瀬戸上先生を、もう御引退された中で医師が一人になった場合の対応、研修医が来ないとすれば、そういうものについては具体的にやっていけるんでしょうか、医師の現状から。

**○市民福祉部長（春田修一）** 下甑の手打診療所の場合は、合併前については二人体制でされたこともあるというふうに聞いております。

ただ、今おっしゃいますように、研修医が常時2名から3名、多いときには4名というような形で来られているので、瀬戸上先生自体も研修医の手をかりながらというわけではないんですが、指導しながら、研修医にもある程度の医療行為を担っていただいて、運営がなされているというふうに判断しております。

仮に、一人になった場合ということを考えたときに、実は県のほうにも御相談には行っておりますが、質、量を考えたときに、一人では難しいのではないのでしょうかという意見、あるいは、今、地域枠で派遣をしていただいておりますが、地域枠の卒後の研修医では、手打診療所を一人で賄うことは、なかなか厳しいですというような意見もいただいております。

そういうことからすると、その後は複数体制ということを考えていかないと、新たに來られた、次に就任していただく先生も含めて難しいのではないかなというふうに考えております。

そのようなこと等から、複数の医療体制で、かつ、今現在、白石病院、相良病院、横山病院という形で地域支援病院がございます。そういうところにも診療体制の充実ができないのかということも含めまして、御意見を伺っているところでございまして、それらを包含した形で、今ある資源の中で、どういう形で下甑の医療サービスを守れるのかということを、今、検討をしているということでございます。

新たな医師が手が挙がって、募集をかけている部分に申し出があれば、そういうことは考えなくてもいいのかもしれませんが。現在、7月から募集をかけておりますが、市のホームページ、県のドクターバンク、それと僻地診療協議会のホームページ、そして医師会報への募集掲載、そのほかにも地域支援病院の中で僻地診療に興味を持たれ

ている病院がございまして、そこのほうも、その僻地診療に意欲のある先生を募ってもらっております。

ただ、こうしてる中でも、問い合わせもない状況でございますので、早い時期にそれらを見極めながら、今後の支援体制というのもまとめながら、どうあるべきかと――来年の4月からどうあるべきかという結論を出す時期には来ているのかなというふうには考えているところでございます。

**○委員（上野一誠）** いろいろと事情は、我々議会、委員会もよくわかっておるだけに、今後、さらに来年から新たにスタートするに当たって、果たしてどうなっていくのかということは、これは住民にとっても、やっぱり甑の人たちにとっても、大変懸念される材料だというふうに思っておりますので。今のそういう検討材料を、今月、来月早々ぐらいというような部長の今、話、検討をどういうふうに今つくり上げるということでもありますので、早い段階で、やっぱり市としての指針を決めていかれないと、なかなか先に進まないというのが現状だというふうに思います。

そこで委員長、ちょっと、また、これは後ほどでもいいんですけども、少し、委員会でも、少しこのことについて時間をとってもらって、協議会でもいいですから、またそのような日程というか、それをまたつくってもらえたらありがたいと思います。

**○委員長（永山伸一）** 委員の皆様方にお諮りいたします。今、上野委員のほうから、協議会でもこの件について御協議願いたいということですが、そういう形で進めさせてもらってよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** じゃあ、後ほど、また時間をとって協議したいと思います。ありがとうございます。

ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 質疑は尽きたと認めます。これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 討論はないと認めます。

採決いたします。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

以上で、市民健康課を終わります。御苦勞さまでした。

---

#### △保険年金課の審査

○委員長（永山伸一）次は、保険年金課の審査を行います。

---

#### △議案第184号 決算の認定について

（平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（永山伸一）ここで、一時審査を中止しておりました議案第184号決算の認定について（平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）を議題とします。

保険年金課関係の決算の概要について、部長に説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）それでは、保険年金課の主要施策の成果につきまして、決算附属書に基づき御説明をさせていただきたいと思います。ページが62ページでございます。

1の国民年金に関することでは、年金受給権の確保を図るため、各種、相談受付及び進達事務を行っているところでございます。

また、保険料の免除制度の周知及び申請受付・進達、年金制度に係る広報活動、適用事務の推進を行ったところでございます。

平成26年度の被保険者数は1万7,692人でございまして、昨年度と比べまして520人減少いたしております。

また、免除者数につきましては、5,533人でございまして、162人が増加しているというような状況でございます。

受給権者につきましても2万9,212人と、723人が増加したという結果になっているところでございます。

次に、63ページでございしますが、国民健康保険事業の推進につきましては安定的な運営を確保するため、平成26年度においても、一般会計から2億5,000万円の法定外繰り入れを行ったところでございます。

なお、社会保障制度改革プログラム法に基づく国民健康保険制度の改革につきましては、本年5月29日でございましたが、改正法が公布され、本件におきましても新制度移行に係る関係機関協議が10月より開始されるというふうになっているところでございます。

今後も、これらの状況を見ながら対応していく必要があるというふうに考えております。

次に、3の後期高齢者医療事業の推進では、長寿健診、人間ドッグ補助のほか、特別会計への繰出金を支出したところでございます。

国保、後期高齢の特別会計に係ります成果、特に給付状況については、国保特会では64ページから、後期高齢者特会では68ページからでございしますが、概要のみ御説明させていただきたいと思いますが、64ページをお開きいただきたいと思います。国保の被保険者数につきましては2万3,242人で、これは年平均でございしますが、昨年度と比べて若干減少しているところでございます。これは、後期高齢者制度への移行あるいは景気の回復等に伴います社保加入という部分で減少したのではないかとこのように考えております。

保険給付につきましては83億200万円でございまして、これは、先ほど申しましたように、被保険者数は減少しているところでございますが、一人当たりの医療費が増加したというようなことで、保険給付の総額としては伸びているというような状況でございます。

それと、特定健診の受診率につきましては55.5%ということで、私どもが、特定健診、特定保健指導計画の中で目標としております60%にあと少しというところまで来ておりますので、今後とも特定健診の受診率向上対策については、積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

次に徴収率でございしますが、91.6%と、昨年度と比べて微増、0.2%でございしますが増加しているところでございまして、徴収体制を県と連携をとりながらやったということも含めまして、今後も徴収率向上に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、68ページの後期高齢者医療制度でござ

特別会計でございますが、被保険者数が1万6,098人と、これは年度末でございますが、なっております。75歳以上の方が、わずかに減少しているというような状況でございます。

保険料の徴収率につきましては99.4%ということで、特徴につきましては100%、普通徴収が98.1%ということでございます。これは、昨年度と比べて、全体的に0.1%の増という形となっております。

普通徴収につきましては、なかなかいろんな形で徴収に回っているんですが、厳しいという状況があるところでございますが、今後も、より徴収率の向上に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

給付費につきましては、大体の確定の数値が出るのが11月以降でございますが、載せておりませんが、大体、昨年度が150億、費用額で150億程度でございますので、大体150億を、若干、超えるのではないかなというふうには見積もっておるところでございます。

以上、保険年金課の主要施策の成果について概要の説明を終わらせていただきますが、決算の詳細につきましては、この後、保険年金課長のほうで御説明をさせていただきたいと思っております。

**○委員長（永山伸一）**引き続き、一般会計歳入歳出決算中、保険年金課分について補足説明を求めます。

**○保険年金課長（西田光寛）**それでは、平成26年度の保険年金課に係る一般会計の歳入歳出決算について御説明します。

まず、歳出について御説明申し上げますので、決算書の109ページをお開きください。

まず、3款1項4目国民年金費であります。支出済額1,634万3,019円で、嘱託員一人分の報酬及び職員二人分の給与費等で老齢基礎年金等の最低請求や、被保険者移動処理及び相談業務等に要した経費であります。

続きまして、125ページをお開きください。

4款1項5目国民健康保険対策費であります。支出済額10億5,830万4,177円であります。支出の主なものは、嘱託員一人分の報酬及び職員16人分の給与費、国民健康保険事業特別会計への繰出金等であります。

平成26年度の繰出金については、備考欄の保

険基盤安定繰出金から出産育児一時金繰出金までの法定内繰り出し及び国保事業の運営健全化のため、財政支援分として2億5,000万円の法定外繰り出しを行っております。

50万円以上の不用額について御説明いたします。

繰出金につきましては、国民健康保険事業特別会計への繰出金で、出産育児一時金に係る交付税措置分を繰り出ししますが、この実績が見込みを下回ったことが主な理由であります。

次に、同ページの下の方、同項7目後期高齢者医療対策費であります。125ページから127ページにかけて、支出済額16億8,734万5,536円であります。

支出の主なものは、長寿健診審査等委託料、広域連合への負担金及び後期高齢者医療事業特別会計への保険基盤安定繰出金であります。

次に、同50万円以上の不用額ですが、委託料は長寿健診審査委託料の実績に伴う不用額であります。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、前に帰っていただき、31ページをお開きください。

15款1項2目衛生費負担金、1節国民健康保険医療助成費負担金は4,271万1,152円でありますが、国民健康保険事業特別会計へ国民健康保険基盤安定負担金として繰り出す経費のうち、国庫負担分の歳入であります。

次に、33ページをお開きください。

同款2項2目民生費補助金、1節社会福祉補助金のうち保険年金課分は、年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金81万2,000円であります。

本交付金は、平成27年10月から平成29年4月に実施が延期されました年金生活者支援給付金の支給に係るシステム改修費用で、平成26年度のみ補助対象とされ、全額補助となっております。

続きまして、37ページをお開きください。

同款3項2目民生費委託金、1節社会福祉委託金では、保険年金課分は国民年金事務費交付金1,988万2,772円であります。

本事務費は、国において標準的な経費を基準額として定め、それに地域補正係数等を乗じて算出

されております。

続きまして、39ページをお開きください。

16款1項2目衛生費負担金、2節国民健康保険医療助成費負担金は、国民健康保険基盤安定繰入金に係る県負担分3億3,675万9,938円であり、負担率として県が4分の3となっております。

次に、3節後期高齢者医療助成費負担金は、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金に係る県負担金3億789万6,676円であり、負担率は県の4分の3であります。

次に、21款5項4目雑入になりますが、保険年金課分は65ページをお開きいただきます。備考欄の中段をごらんいただきたいと思います。

保険年金課分は広域連合から後期高齢者医療市町村給付負担金返納金を受け入れているほか、後期高齢者医療広域連合制度事業補助金を受け入れています。国県支出金に該当しないため、雑入で受け入れています。

次に、財産に関する調書について、保険年金国民健康保険高額療養資金貸付基金等がございますが、関連がありますので、次の国民健康保険特別会計決算で説明させていただきます。

以上で一般会計の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

なお、答弁におきまして、細かな係数等につきましては、課長代理及び各グループ長に回答させていただきますのでよろしくお願いします。

**○委員長（永山伸一）** ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 質疑はないと認めます。

ここで、本案に係る審査を一時中止します。

---

△議案第195号 決算の認定について

（平成26年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算）

**○委員長（永山伸一）** 次に、議案第195号決算の認定について（平成26年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算）を議題とします。

補足説明を求めます。

**○保険年金課長（西田光寛）** それでは、議案第

195号、平成26年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算書は312ページからになります。

なお、歳入の冒頭で、保険税と税務課関係分を説明させていただきます。また、特別会計につきましては費目が多いことから、基本的に款単位により簡潔に説明させていただきたいと思いますので御了承いただきたいと思います。

まず、歳出について御説明申し上げます。326ページをお開きください。

1款総務費は、支出済額1,580万8,970円で、国民健康保険被保険者証等作成業務委託、国保連合会負担金、納税通知書作成業務委託、国保運営協議会費が主なものでございます。

次の2款保険給付費は、328ページにかけまして、支出済額83億6,113万6,225円で、療養諸費、高額療養費、葬斎費、移送費、出産育児一時金等を支出しております。

件数等につきましては、決算付属書の64ページから66ページを御参照ください。

保険給付費に係るそれぞれの不用額につきましては、給付費等の伸びを最大で見積もらざるを得ないことによる執行残でございます。

次に、同ページの3款後期高齢者支援拠出金から6款介護納付金につきましては、それぞれ、後期高齢が75歳以上、前期高齢が65歳以上75歳未満、老人医療が75歳以上、介護が40歳以上65歳未満の被保険者数が各保険者において異なるその格差を調整するもので、本市、国保保険者としての拠出金等で社会保険診療報酬支払基金へ支払うものであります。

次に、330ページになります。7款共同事業拠出金は、支出済額16億190万2,223円で、当該拠出金は、高額医療について国及び県内で再調整するもので、その拠出金になります。

なお、レセプト1件80万円以上を対象とする高額医療共同事業と、30万円以上80万円未満を対象とする保険財政共同安定化事業があります。

次に、330ページ8款保険事業費は、支出済額1億6,736万4,946円で、1項特定健診保険事業費では、本土支所保健師業務嘱託員等5人の報酬や、特定検診、保健指導の事業の経費を、2項保険事業費では、糖尿病重症化予防事業

や人間ドッグ補助金、レセプト点検嘱託員二人の報酬及びジェネリック医薬品差額通知事業等を執行したほか、332ページの3款3項早期介入保健指導費では、特定健診の要指導ではない予備軍のものに対しまして、早くから生活習慣の改善指導を行う早期介入保健指導事業を実施しております。

次に、50万円以上の不用額について御説明いたします。

330ページの疾病予防費の、13節委託料につきましては、診療報酬明細書の件数が年度末までに確定できないことによる執行残であります。

次に、19節負担金及び交付金につきましては、人間ドッグ補助金等の件数が、年度末までに確定できないことによる執行残でございます。

次の医療費適正化特別対策事業費の、13節委託料は、医薬品差額通知書等の件数の実績に伴う執行残であります。

続きまして、332ページをお開きください。

9款基金積立金は、支出済額15万8,000円で、国民健康保険基金で発生した利息相当を積み立てたものであります。

次に、11款諸支出金であります。支出済額1億2,814万3,075円で、1項償還金及び還付加算金のうち、1目一般被保険者保険税還付金2目退職被保険者等保険税還付金については、税務課のほうで説明をいたします。

3目償還金では、備考欄をごらんください。

平成25年度高齢者医療制度円滑運営事業費返還金及び平成25年度国民健康保険療養給付費等負担金返還金並びに平成25年度特定健康診査保健指導負担金国返還金及び県負担金は、精算による返納金であります。

次に、2項繰出金につきましては、直営診療所施設勘定への繰り出しと、収納率向上対策事業として、一般会計へ繰り出したものであります。

以上で、歳出の分の保険年金課の分は終わりますけど、先ほどの税務課のほうの説明を引き続き……。

**○税務課長（山口秀昭）** それでは、税務課、収納課に関する部分を御説明いたします。

決算書の318ページをお開きください。

税務課、収納課は、歳入の1款国民健康保険税、2款使用料及び手数料、11款諸収入1項延滞金

加算金及び過料の関係について御説明いたします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、収入済額17億79万9,272円、2目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、収入済額1億801万750円、結果として一番上の行になりますが、一般退職を合計した国保全体では、収入済額18億881万22円、収納率は、現年課税分が91.6%、滞納繰越分が14.5%で、全体では66.8%となっております。

不納欠損額につきましては、一般分と退職分を合計した3,172万412円で、件数は2,459件であります。不納欠損処分の主な理由は、時効によるものが1,286件、担税力未回復が1,032件、ほかは所在不明等であります。

次に、収入未済額であります。現年度分が1,726人で、還付未済額8万1,700円、収入未済額1億5,351万1,817円、滞納繰越し分が2,357人の7億1,422万3,913円となっております。

次に、2款使用料及び手数料です。1項手数料2目、1節督促手数料は、収入済額166万8,300円となっております。不納欠損額は21万7,800円で、これは、本税の不納欠損に伴うものであります。還付未済額は100円、収入未済額は375万850円であります。

322ページをお開きください。

真ん中あたりになります。11款諸収入、1項延滞金加算金及び過料は、1目一般分及び2目退職分の合計で、収入済額は906万1,927円であります。過料は発生しておりません。

国民健康保険の加入の状況であります。世帯数で1万4,322世帯、被保険者数は2万2,550人です。加入割合にして、全世帯数の31.18%です。

以上で国民健康保険税に関する説明を終わります。よろしく御審査くださるようお願いいたします。

**○保険年金課長（西田光寛）** それでは、引き続き、保険年金課から御説明申し上げます。

318ページをごらんください。

3款国庫支出金からになります。まず、1項国庫負担金は、収入済額20億7,361万6,182円で、療養給付費、高額医療費、特定健

診に係る国の負担分であります。

次に、３２０ページをお開きください。２項国庫補助金は、財政調整交付基金で、収入済額１１億４,５４７万２,０００円となっております。

次に、４款療養給付費交付金は、収入済額５億７,１２１万８,１２２円で、支払基金から退職者医療分に係る療養給付費等について交付されるものであります。

次に、５款前期高齢者交付金は、収入済額３億２,０６０万５,９８７円で、国保に加入する前期高齢者の加入者割合に応じ、支払い基金から交付されるものであります。

次に、６款県支出金は、収入済額６億１,７５５万８,４６７円で、高額医療費共同事業負担金、財政調整交付金、特定健康診査等負担金などの各事業の県負担分であります。

次に、７款共同事業交付金は、収入総額は１５億６,１０２万２,０２１円で、高額の医療費に対し、県単位で国保連合会により調整交付されるもので、医療費が月に８０万円を超えるものと、３０万円を超えるものの二つがあります。交付額は、それぞれ、いずれも１００分の５９相当額が交付されることになっております。

次に、８款財産収入は、国民健康保険高額療養資金貸付基金等の利子収入１６万７０４円であります。

続きまして、３２２ページをお開きください。９款一般会計繰入金は、収入済額９億３,８７０万８,４５４円で、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金、出産育児一時金繰入金等の繰入金の法定内繰入金のほか、平成２２年度の国保税の引き上げに伴い、その後の国保事業の財政支援のための法定外繰り入れを、２億５,０００万円繰り入れをしております。

次に、同ページ下のほう、１１款３項雑入は、収入済額８５４万２,３１７円で、２目一般被保険者第三者納付金、３目退職被保険者第三者納付金は、交通事故等により国保により治療を受けた場合、その費用を加害者から損害賠償金として受け入れるもので、国保連合会に委託しているものであります。

４目一般被保険者返納金は、調定額１１２万３,８６１円、収入額９１万５,４６６円、不納欠損額８万円、収入未済額１２万８,３９５円で、収

納率８１.５％、５目退職被保険者等返納金は、調定額２６万１,００８円、収入額１８万２０６５円、収入未済額７万８,９４３円で、収納率６９.８％でありました。

この返納金につきましては、資格喪失後の受診や負担割合変更に伴う一部負担金の返納で毎年発生するものであり、その都度、納付依頼を行っております。面談や電話、文書等で催告を行い、納付の相談をしておりましたが、１２件分が未済となっております。詳細につきましては、収入未済額の内訳のほうに記載をさせていただきます。今後も、粘り強く面談や電話等による催告を行っていきたいと考えております。

続きまして、３２４ページにかけまして、６目雑入は国保連合会事務手数料返還金、療養費等一部負担金、健康づくり栄養教室等の参加者負担金などを受け入れております。

続きまして、３３４ページをお開きください。実質収支につきまして、歳入総額１２３億８,８１３万７,０００円、歳出総額１２０億２,０４１万２,０００円で、歳入歳出差し引き額３億６,７７２万５,０００円、翌年度に繰り越すべき財源はなく、実質収支額は、（１０）で記載しておりますが、１,０００円未満切り捨ての関係で１,０００円が違っており、３億６,７７２万４,０００円となっております。

次に、財産に関する調書について御説明申し上げます。

３８５ページをお開きください。保険年金課関係では、４基金の特定基金で、１番下から３段目の国民健康保険基金と３８６ページの運用基金で、国民健康保険高額療養資金貸付基金があります。

次に、基金の運用状況について御説明いたしますので３９２ページをお開きください。

国民健康保険高額療養資金貸付基金につきましては、平成２６年度末基金現在高は２,５９５万円となっております。当基金は、高額療養費の支給見込み額１万円以上の支払いが困難な国保世帯に対し、支給見込み内で無利子の貸し付けを行うもので、その貸し付け及び償還状況は、表のとおり２６９件、貸付金額３,２３８万５,７６７円となっております。

以上で平成２６年度国民健康保険事業特別会計に関する説明を終わります。よろしく御審査お願い

い申し上げます。

○委員長（永山伸一）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（森永靖子）３２５ページですが、この健康づくり栄養教室の還付金っておっしゃったんだっけ。それについて、もうちょっと教えてください。ここの、今、説明で一つ聞き逃したんだけど……。

〔「３２３ページ」と呼ぶ者あり〕

○委員（森永靖子）健康づくり栄養教室、ここですね。負担金ですよ。これは、参加者から１００円ずつもらう分ですよ。返ってくる還付金ですよ。

これは、結局その、今までこれをずっとやってきたんだけど、その教室で、その分使うということとはできないのかな。

○委員長（永山伸一）わかりますか。

○主幹兼国保グループ長（前田隆盛）濟いません。保険事業の関係で、歳出で早期介入保健指導事業とか、保険事業でいろんな栄養教室の教室とかやられるんですけども、その際の参加者の一人当たり食材費等の負担金として一人当たり１００円の参加負担金をとっております。それを受け入れたものが、この雑入になっております。

○委員（森永靖子）はい、わかりました。実際やっているの、もらっているのわかるんですが。これは、１００円もらってここに返ってきて、それを、その分の材料費の中に入れ込むってことはできないんですか。この分もらってここに上がってきたところで、これが。もうちょっとその分を材料費として使うことができないのかなって思うんですが。

○委員長（永山伸一）わかりますか。市民健康課のほうですか。

○保険年金課長（西田光寛）はい。市民健康課のほうで。

○委員長（永山伸一）じゃあ、市民健康課長のほうで説明ができればお願いします。

○市民健康課長（檜垣淳子）今の御質問ですけども、材料費として使っている分は分であるんですけども。自己負担をいただいて、一応、食事をするっていう形なので、そこで自己負担金をいただいている形にはなるんですけども。それ

を材料費としてということですかね、今の御質問は。含めてっていう形……。

○委員（森永靖子）材料費をいただいて料理教室をするんですが、材料費が少ないって言うわけじゃないんですが、その分参加者から受益者負担ということで１００円ずつもらうんですけど、それをもらった分を含めての材料費として教室ができないかっていうお願いです。

○市民健康課長（檜垣淳子）教室の運営の仕方だと思いますので、今後、また検討して、できればそういう形で、できればしていきたいと思います。

○委員（森永靖子）この健康づくり教室を、こちらのほうからいただいて、食生活改善推進協議会のほうで教室をしてるんですが。なかなか、いろんな物価高で材料費が少ない中で、それなりに与えられた予算の中でしなさいと言われるのはわかるんですが。せっかくの機会なので、皆さんからももらった分を含めて、それも合わせての予算の中で教室をやってくださいっていうのであれば、もっといろんな形で、できるのかなっていうふうに、今までずっと思ってきたし、自分たちがやる試食会のほうでも、そういう意見が出てましたので、そういうふうにやってもらいたいというお願いです。

○委員長（永山伸一）仕組みとしては、この１７万２，０００円の分がある……。歳出のほうの財源内訳ではどこに入るんですか、材料のほうには入らないんですか。歳出で出てくるわけでしょう。雑入は入ってこないんですかね、歳出の財源内訳には。その他あたりで。

○主幹兼国保グループ長（前田隆盛）財源に関しては、歳出で言えば３３０ページの保険事業のところになるんですけども、３３１ページにかけてですが、特定検診とか疾病予防費、医療費適正化、次の３３２ページの早期介入保健指導事業費、この中で、内訳として栄養教室の予算を組んでおります。

その中で、賄い材料費等の歳出の予算を組んでおるわけですが、ここの経費といたしましては、早期介入等については国の事業で１００％の事業でございます。医療費適正化も補助対象分で、ほぼその事業に関しては１００％の財源を国の補助を充当しております。なので、今の御要望といた

しましては、その賄い材料費等の歳出の予算の額を増額して、もう少しその材料費を多くした教室をしたいということだと理解したんですがよろしいでしょうか。

**○委員（森永靖子）** そのように予算を上げていただいて、1回の材料費代をこのぐらいにしながらいって言っていただけるんだったらありがたいんですが。今まで1万円以内でやってくださいってということで、三十何人とか、大きいところになると、やっぱり30人を超したりする教室をするときに、細かく言うと、調味料からいろんなものが足りなかったりするので、せっかくだったら100円、皆さんから受益者で、参加者からいただいているのが、そのまま何人だったの、一人100円なので30人だったら3,000円です。今まで返してたんだけでも、その分を含めて、じゃあ、その分の材料費使ってくださいって言うてくださればありがたいなと思ったんですが、その1回分の材料費を上げた形で、現にとってくださるんだったら、それでもありがたいと思います。

**○委員長（永山伸一）** 事業としてできるんですか、その参加負担金と別に、それは。

**○市民健康課長（檜垣淳子）** 済いません。一つ、その教室のやり方なんですけれども、予算計上として1回1万円でおおむね何回というような予算計上はするんですけれども、10人参加者と50人参加者では違いますので、そこは一人当たり500円ぐらいの経費で使ってくださいというふうにはしております。今のところ、予算が不足しているっていうことは毎年度ありませんので、その予算内で事業はできていると考えているんですけれども、その歳入を充てるっていうことは、それは、ちょっと仕組みとしてどういうふうになるのかはわからないんですが。

**○委員長（永山伸一）** じゃあ、部長いいですか。負担金をとる分を、その材料費に充てていいですかという制度上の問題です。どうぞ。

**○市民福祉部長（春田修一）** 予算上の場合、総計主義になっておりますので、歳入は歳入、歳出は歳出という形で組まざるを得ないというふうに、相殺ができないというふうに考えております。

そのような形で、この事業の中では、自治法の総計主義の基本に基づいて歳入と歳出を計上して

いると。ただ、委員おっしゃいますように、今でも賄い材料費のほうが多いんですが、負担金をとっている部分で上乗せした形で材料費のほうを上げていただければというような思いだろうと思いますので、それらについては、補助金等ももらっておりますので、適正な範囲の中で可能な部分については対応してまいりたいというふうに考えております。

**○委員長（永山伸一）** よろしいですか。

ほかにございませんか。

**○委員（上野一誠）** この国民健康保険事業そのものの全体の確認ですが、事業の推移ということで、数年前にもいろいろな値上げの問題があつて。そして、いろいろ負担の問題もあるんですが。医療費の値上げとかあるいは被保険者の減少等々を踏まえて、運営上値上げをせざるを得ない、そういう部分があつたんですが、基金等を含めて、現段階においては、この国民健康保険事業特別会計の運営そのものが、ある程度順調っていう表現がいいのか。滞納も非常にあるので、ここはしっかりとやっていただきたい部分はあるんですが。そういう意味では、安定している事業として運営ができていくというふうに理解していいんでしょうか。

**○市民福祉部長（春田修一）** 先ほど、説明の中で私が若干触れさせていただきましたが、法定外繰り入れが2億5,000万円、ずっと入れております。

本来、保険事業については、法定外のルールに基づいた部分については、市のほうからの一般財源投入というのもできるんですが、それを超えた形でルール外で出している部分が2億5,000万円あります。それがあるということで、保険料を抑えられているというような状況でございますので、本来の国保の運営としますと法定外が入らない中で黒字が出るのが一番理想だというふうに考えておりますので、現時点では、一般財源を投入せざるを得ないという非常に苦しい状況だというふうに御理解いただければと思っております。

**○保険年金課長（西田光寛）** 先ほど、実質収支のところで御説明いたしましたけれども、歳入差し引き額は3億6,772万5,000円となっております。

ただし、今、部長からも説明がありましたとおり、一般会計からの繰り入れが2億5,000万円、

前年度からの繰越金が４億３，１６９万２，０００円ということで、単年度実質収支はマイナスの３億１，３００万円ほどになっております。

以上です。

○委員（上野一誠）単年度収支、実収支も含めて、やっぱり単年度が赤になるということは好ましくはない部分だと思うんですけども、現状を見ながら、国保世帯のいろんな形からすると、現段階の一般財源からの繰り入れはやむを得ないというふうに思います。

そういう意味では、負担という意味では、いっぱい滞納も、やっぱりしっかりと対応していただきながら、真面目に納めている人たちから見ると、やっぱりそういう努力は、ぜひしていただきたいと思います。

○委員長（永山伸一）要望であります。

ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

採決いたします。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

---

△議案第１９８号 決算の認定について

（平成２６年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（永山伸一）次に、議案第１９８号決算の認定について（平成２６年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算）を議題とします。

補足説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛）それでは、議案第１９８号、平成２６年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計の決算の認定について御説明いたします。

まず、歳出について御説明いたします。決算書の３７５ページをお開きください。

１款２項徴収費は、支出済額１６万５，４４６円

で、これは、保険料徴収事務に係る経費であります。

次に、２款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出総額１１億２，３０１万５，７０２円で、広域連合への保険料等の納付金で、徴収した保険料と保険基盤安定分を合わせて納付するものであります。

４款１項１目保険料還付金は、支出総額９７万８，８００円で、これは過年度保険料について、所得構成等による被保険者への還付金であります。

続きまして、歳入について御説明いたします。前に帰っていただき、３７１ページをお開きください。

１款１項後期高齢者医療保険料は、調定額７億２，１４８万３，９００円、収入済額７億１，２０９万１，０００円で、総体の収納率は９８．７％であります。

後期高齢者医療保険料には、年金天引きによる特別徴収と、その他の普通徴収があります。特別徴収について、現年度分は調定額、収入済額４億８，９３４万３，９００円で、還付未済金が１４万４，４００円あり、収納率１００％であります。

普通徴収分につきましては、現年度分が調定額２億２，２９１万９，４００円、収入済額２億１，８７４万２，９００円、うち１２万２００円は還付未済金であります。差し引き収入未済額４２９万６，７００円で、収納率９８．１％となっております。

過年度分は、調定額９２２万６００円、収入済額３８５万９，８００円、不納欠損額８３万７，１００円、収入未済額４５２万３，７００円で、収納率は４１．９％で、普通徴収全体では９５．９％となっております。

不納欠損額８３万７，１００円は、保険料の時効成立２年が経過することから不納欠損処分いたしました。時効成立理由は、本人死亡等によるものが主なものであります。

過年度分まで含めた収入未済額は８８２万４００円で、収納対策として、臨戸や電話、確約書等による時効中段を行うなど、収納向上に努めております。

今後においても、口座振替等の推進や年金支給月を中心に徴収計画を立てるなど、収納率向上を図っていくこととしております。

決算書 371 ページに戻っていただきまして、  
2 款使用料及び手数料につきましては、保険料に係る督促手数料で、調定額 23 万 6,300 円、収入済額は 17 万 3,200 円となっており、保険料と同様、7,700 円を不納欠損処分しております。

次に、4 款 1 項一般会計繰入金 4 億 1,052 万 8,902 円については、保険基盤安定繰入金で、低所得者に係る保険料軽減額であり、公費で補填するものであります。

次に、6 款諸収入、2 項 1 目保険料還付金 97 万 8,000 円は、保険料の還付分について、広域連合からの返還を受け、被保険者へ返すものであります。

次に、377 ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入総額 11 億 2,682 万 6,000 円に対しまして、歳出総額 11 億 2,416 万円で、歳入歳出差し引き額は 266 万 6,000 円となり、実質収支額は同額となっております。

以上で平成 26 年度後期高齢者医療事業特別会計に関する説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

**○委員長（永山伸一）**では、ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）**質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）**討論はないと認めます。

採決いたします。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）**異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

以上で保険年金課の審査を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △障害・社会福祉課の審査

**○委員長（永山伸一）**次に、障害・社会福祉課の審査を行います。

---

#### △議案第 184 号 決算の認定について

（平成 26 年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

**○委員長（永山伸一）**先ほど、審査を一時中止しておりました議案第 184 号決算の認定について（平成 26 年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）を議題とします。

それでは、障害・社会福祉課関係の決算の概要について、部長に説明を求めます。

**○市民福祉部長（春田修一）**それでは、障害・社会福祉課の主要施策の成果について、決算付属書に基づき御説明させていただきたいと思います。

決算付属書の 69 ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1 の共に支え合う地域福祉社会の形成事業では、災害時の人的災害を減らすために、災害時要援護者避難支援計画に基づき、個別支援計画を策定し、支援関係者全体で情報の共有化を図るとともに、地域福祉計画の改定作業を、社会協議会が策定する地域福祉行動計画と一体的に策定をしたところでございます。

また、県からの権限移譲によりまして、市内 41 社会福祉法人のうち 20 法人について法人運営に係る指導監査を実施したところでございます。これにつきましては、2 年で全法人を監査するという形でございまして、平成 25 年度に 21 法人、昨年度、平成 26 年度は 20 法人を実施したところでございます。

さらに、平成 26 年 4 月から消費税が引き上げられたことに際し、低所得者に与える影響を緩和するため、暫定的、臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給したところでございます。支給者総数につきましては、2 万 3,661 人、それに老齢基礎年金等の受給者については、5,000 円の加算がございまして、1 万 5,242 人合わせまして 3 億 1,281 万円を支給したところでございまして、対象者に対します支給率は 95%は超えたところでございます。

次に、2 の一般障害者自立支援事業では、重度障害者及び障害児に対しまして、タクシー等の料金の一部を助成したところでございます。

70 ページになりますが、3 の障害者（自立支援事業）では、施設入所支援給付、身体障害者の方が 79 名、知的障害者の方が 180 名、計

259名が入所されておりますが、その入所支援給付及び生活介護給付費等、各種自立支援給付を行ったところでございます。詳細につきましては、説明書に記載してあるとおりでございます。

次に、71ページでございます。

4の重度心身障害者医療費助成事業では、重度の心身障害者の医療費の助成を行ったところでございまして、対象者2,539人、支給総額が2億3,300万円となったところでございます。

次に、72ページでございます。

5の特別障害者手当等給付事業では、在宅の重度障害者に対し、178名でございますが手当てを支給し、福祉の増進を図ったところでございます。

次に、6の障害者の自立支援の充実では、障害者の社会参加を促進するため、地域生活支援事業として障害者相談支援事業、地域活動支援センター事業等を実施したところでございます。

障害者相談支援事業につきましては、虐待防止センター機能及び自立支援協議会事務局機能を付加しておりまして、基幹相談支援予算としての拡充実施をしたところでございます。

次に、73ページでございますが、7の障害児の発達支援でございます。心身に障害のある児童を対象に、児童発達支援センター、これは就学前の子どもさんでございますが、つくし園のほうで施設利用、通園利用という形で実施いたしております。

そのほかに放課後等デイサービス、これは就学時の方々に対しまして事業を実施したところでございまして、現在、「ぱる」、「ラララ」、それに本年度になりまして「あみ」、「あおぞら」の2カ所が開設されたところでございまして、計4カ所で放課後等のデイサービス事業は実施されるようになっております。

次に、8の隣保館の管理運営では、本市の場合、4館の隣保館がございますが、これらの4隣保館におきまして、各種教養講座を延べ558回開催したところでございます。

次に、74ページの9の災害援助援護対策では、災害救助法の適用に至らない火災による罹災者に対しまして、応急的に必要な援護を行ったところでございまして、持ち家の全焼が5棟、共同住宅―貸し家ですが共同住宅、が全焼による住人が

8人、半焼による住人の方が6人いらっしゃいました。これらの方々に対して見舞金等を支給したところでございます。

以上、生涯・社会福祉課の主要施策の成果について、概要の説明を終わらせていただきますが、決算の詳細につきましては、この後、障害・社会福祉課長のほうで御説明をさせていただきたいと思っております。

○委員長（永山伸一） それでは引き続き、一般会計歳入歳出決算中、障害・社会福祉課分について補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（宍野盛久） 一般会計の歳出について説明いたします。

決算書の105ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費のうち、障害・社会福祉課分の支出済額は7億3,075万5,657円です。

備考欄をごらんください。支出の主なものは、社会福祉管理運営費では、社会福祉事務嘱託員等報酬、職員24人分の給与費、社会福祉協議会運営補助金等です。

なお、地域福祉計画策定業務負担金70万円については、地域福祉計画策定に係る社会福祉協議会への負担金で、繰越事業分です。

社会福祉施設管理費では、上甕保健福祉課のエアコン1台の備品購入費等です。臨時福祉給付金事業費では、平成26年度から始まった臨時福祉給付金給付事業に係る交付金等です。

同目の、1節50万円以上の不用額について説明します。

3節職員手当等は、臨時福祉給付金給付事業費に係る時間外手当の執行残が主なものです。

19節負担金補助及び交付金は、臨時福祉給付金給付事業費に係る交付金の執行残です。

次に、107ページをお開きください。

3款1項2目身体障害者等福祉費の支出済額は、27億5,579万2,517円です。

備考欄をごらんください。支出の主なものは、一般障害者自立支援事業費では、職員7人分の給与費、サン・アビリティーズ川内の指定管理料等です。

障害者自立支援事業費以下の事項につきましては、先ほど部長が説明したとおりです。

同目の、1節50万円以上の不用額について説

明します。

1 節報酬は、障害認定訪問調査相談業務嘱託員 1 名が、1 2 月末で辞職したことによる 3 カ月分の報酬が主なものです。

1 2 節役務費執行残 1 3 3 万 2, 4 9 5 円は、成年後見制度の利用がなかったこと等による、鑑定料及びサービス利用に伴う審査手数料の単価が下がったことによる手数料の執行残等です。

1 3 節委託料の執行残 9 6 4 万 3 4 9 円は、地域活動支援センター事業業務委託料 2 7 7 万 6, 1 1 0 円、それから児童発達支援センター指定管理料 6 3 3 万 4, 6 9 3 円等の執行残です。

2 0 節旅費は、障害者自立支援事業費、それから重度心身障害者医療費助成事業費の執行残が主なものです。

次に、1 0 9 ページをお開きください。3 款 1 項 3 目地方改善対策費の支出済額は、3, 4 4 9 万 7, 7 3 1 円です。

備考欄をごらんください。隣保館管理運営費では、隣保館長等の報酬、職員給与費一人分、冷水会館内外装改修工事、人権啓発等連絡協議会運営補助金が主なものです。

同目の、1 節 5 0 万円以上の不用額について説明します。

1 5 設工事請負費は、冷水会館内外装改修工事の執行残が主なものです。

次に、1 2 1 ページをお開きください。3 款 5 項 1 目災害救助費のうち、障害・社会福祉課分の支出済額は、9 2 万 7, 0 8 0 円です。

備考欄をごらんください。災害救助費の主なものは、火災による災害見舞金です。

同目の、1 節 5 0 万円以上の不用額及び予算の未執行について説明いたします。

1 1 節需用費の執行がなかったのは、災害に伴う消耗品等の執行がなかったこと、1 4 節使用料及び賃借料のうち、障害・社会福祉課分の残 6 3 9 万 4, 0 0 0 円は、被災者用住宅借り上げ等の執行がなかったことによるものです。

2 0 節扶助費のうち、障害・社会福祉課分の執行残 5 0 0 万円は、災害弔意金等の執行残です。

次に、一般会計の歳入について、主なものを御説明いたします。

1 5 ページをお開きください。1 3 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目民生費負担金、1 節

社会福祉費負担金につきましては、児童発達支援給付費、さつま町の負担金等でございます。

次に、1 7 ページをお開きください。1 4 款 1 項 2 目民生使用料のうち障害・社会福祉課分につきましては、サン・アビリティーズ川内使用料及びつくし園使用料等でございます。

次に、3 1 ページをお開きください。1 5 款 1 項 1 目民生費負担金、1 節社会福祉費負担金につきましては、障害者自立支援給付費等負担金等です。負担率は、いずれも 2 分の 1 です。

同じく 3 1 ページ、3 節児童福祉費負担金の障害・社会福祉課分につきましては、児童発達支援センター給付費負担金です。負担率は 2 分の 1 です。

次に、3 3 ページをお開きください。1 5 款 1 項 2 目民生費補助金、1 節社会福祉費補助金のうち、障害・社会福祉課分につきましては、臨時福祉給付金給付事業補助金及び地域生活支援事業費補助金です。補助率は臨時福祉給付金給付事業は 1 0 0 %、地域生活支援事業費補助金は 2 分の 1 です。

次に、3 7 ページをお開きください。1 5 款 3 項 2 目民生費委託金、1 節社会福祉費委託金のうち障害・社会福祉課分は、特別児童扶養手当事務委託金です。

次に、3 9 ページをお開きください。1 6 款 1 項 1 目民生費負担金、1 節社会福祉負担金は、障害者自立支援給付費等負担金、障害者自立支援医療費負担金等です。県負担率はいずれも 4 分の 1 です。

同じく 3 9 ページ、3 節児童福祉費負担金のうち障害・社会福祉課分は、児童発達支援センター給付費負担金です。県負担率は 4 分の 1 です。

次に、4 1 ページをお開きください。1 6 款 2 項 2 目民生費補助金、1 節社会福祉費補助金は、重度心身障害者医療費助成事業費補助金、補助率 2 分の 1、地域生活支援事業費補助金補助率 4 分の 1 等です。

次に、4 9 ページをお開きください。1 6 款 2 項 1 目民生費委託金、1 節社会福祉費委託金のうち障害・社会福祉課分は、社会福祉費統計調査費委託金等です。

次に、5 1 ページをお開きください。1 7 款 1 項 1 目財産貸付収入、1 節土地建物貸付収入の

うち障害・社会福祉課分、52ページの下から3行目になりますが、若あゆ作業所貸地料です。

次に、53ページをお開きください。2目利子及び配当金、1節利子及び配当金のうち障害・社会福祉課分、54ページの下から8行目になりますが、り災救助基金利子収入です。

次に、57ページをお開きください。18款1項2目民生費寄附金、1節民生費寄附金は社会福祉費寄附金です。

同じく57ページ、19款1項3目り災救助基金繰入金、1節り災救助基金繰入金は、災害救助として災害罹災者援護措置要綱に基づく救助を行うため必要経費分を取り崩し、繰り入れたものです。

次に、59ページをお開きください。21款3項1目貸付金元利収入、7節地震災害援護資金貸付金元金収入は、滞納者14人のうち11人分の償還金です。収入未済額は376万3,000円です。

次に、61ページをお開きください。36節、県北部豪雨災害援護資金貸付金元利収入は、納入義務者一人の償還金です。平成18年度貸し付けて平成27年度までで終了いたします。

次に、65ページをお開きください。21款5項4目雑入、1節雑入、地震災害援護資金貸付金元金収入については、備考欄の中段より少し下のほうですが、重度心身障害者医療高額介護合算療養費返納金及び子ども発達支援センター「つくし園」の給食費が主なものです。

次に、財産に関する調査について説明いたします。379ページをお開きください。(4)の物件の行政財産の温泉権については、総合福祉会館に1カ所ありますが、現在は使用されていません。

次に、384ページをお開きください。3の債権ですが、下から2行目、地震災害援護資金貸付金と、その次の災害援護資金貸付金がありますが、決算書の歳入のところで説明したとおりです。

次に、385ページをお開きください。4の基金ですが、上から5行目にり災救助基金がありますが、決算書歳入のところで説明したとおりです。り災救助基金を決算年度中に災害救助費の財源として86万5,000円を費消し、年度末現在高は1億2,396万8,000円です。

以上で説明を終わります。よろしく願いいた

します。

○委員長（永山伸一） それでは、ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（森永靖子） 108ページですが、真ん中あたり、この手をつなぐ育成会の運営補助金ほか5件とあります。このほか5件を教えてください。

○委員長（永山伸一） ちょっと待ってください。森永委員、もう一回お願いします。大丈夫ですか。

〔「はい、わかりました」と呼ぶ者あり〕

○障害・社会福祉課長（宍野盛久） 視力障害者協会運営補助金、それからつくし園保護者会運営補助金、手をつなぐ育成会運営補助金、精神保健福祉促進の会運営補助金、川薩地区ろうあ協会運営補助金、身体障害者福祉協議会運営補助金の6件になります。

○委員（森永靖子） なぜここを聞いたかと。この間、障害者のスポーツ大会があったときに要望として言われた、こういう方々のための、もっとアリーナでしたときの、いろんな公共施設の関係。そういうのは、そちらのほうからの要望として出されたほうがいいんじゃないですかということでしたので。私のほうも要望として、それは次のにお願いしておきたいと思います。——意味がわかりますか。なぜ、このほか5件を聞いたかと言うと、やはりそういう施設の関係でしたので、スポーツ大会がこの間ありましたときに、その中で団体の中で皆さん反省が出てきたのの中に、こういう育成会施設のところの人たちの、そういう大会などするとき、いろんなところに出向いたときに、障害者としての公共施設が不備である。そのことについて市のほうに要望入れるのは、この担当の課じゃないかというふうに反省の中でどの会でも言われたので、次の機会に要望として予算化するために言ってほしいという、私のほうから要望です。意味わかりますか。

○委員長（永山伸一） 森永委員、決算がここに出てるわけですので、これに関連したことですので、来年度予算要求であれば予算額の増額とか言われたほうが、この場で要望として言われたほうがよろしいんじゃないですか。何かちょっと受けとめ方が。

○委員（森永靖子） それも、済みません。

○委員長（永山伸一）ここでもよろしいです。

○委員（森永靖子）ここの今5件言われた中の、あとそれぞれの育成会の団体が幾つかありましたね、課長。

○委員長（永山伸一）森永委員、資料1の11ページに団体が出てます、金額も。

○委員（森永靖子）わかってます。その団体から全て要望が出されたのは、こういう障害者施設にこういう予算を配備されるわけですので、そういうところとしてはもっと要望があります。その要望としては、いろんなところに行ったときに、障害者としてのいろんな公共施設が不備であると言われました。そのことを予算化して、うったえていくのは、このあんた方の担当課じゃないかって言われませんでしたか。私としては次の28年度の予算の中に、そのことを入れていってほしいという。

○市民福祉部長（春田修一）私どもも、ことしもだったんですが、サン・アビリティーズ川内の通気口とか、いろんなそういう冷暖房施設の整備とかいう形で、必要な部分につきましては、予算を要求しながら年次的に改修をしているところでございます。

今、委員がおっしゃいますように、いろんな施設に不備があるということでございますので、各団体の意見も徴収しながら、予算の確保をしながら使いやすい施設になるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員（森永靖子）一つ一つの施設に不備があるというのじゃなくて、こういう施設の方々が一つにまとまって何かをするというときに。例えばこの大会をしたときのアリーナがトイレがとても不備であった、エレベーターが車椅子が乗っていくのに不備であった、そして障害者の方々が昼食をするのに下のフロアでできなくて上に上がらなければならなかったということなどが反省に出ておりましたので、担当課が違うんですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員（森永靖子）まだ終わってません。そのようなことを残った中で話をされたと思うんですが。次の予算要求のときの参考になればと思うんですが、お願いしたいと思います。

○委員長（永山伸一）答弁ありますか。

○障害・社会福祉課長（宍野盛久）ふれあい

障害者福祉大会の関係ですが、たまたまそのとき会場の社協の関係で会議室を借りれなかったものですから、アリーナの2階席のそこを借りた関係でちょっと不便を生じたということです。この前のふれあい障害者福祉大会につきましては。

そこあたりは、また今後、主催者と協議をしながら早めに連携をとりながら、会場の借用等を早めにして、障害者の方がうまく使えるように配慮していきたいと考えております。

○委員（森永靖子）会場が借りれなかったからという問題ではなくて、例えば公共施設のトイレが障害者が入るのには不備であった、例えば以前その話が出たときに、トイレはスポーツをする人のためにあるので、足の屈伸にはどうかと言われた記憶があるんですが。スポーツをする人だけではなくて、アリーナは観戦に来られる方、高齢者も来られるので、障害者の方もるので障害者のトイレが少なかった関係もあって、そういう公共施設がもっと障害者に対して使いやすいものであってほしいという反省が十分私たちのほう等にはありました。担当の課としてどういう反省をされたのかわかりませんが、そういう反省が十分出ましたので、高齢者・障害者に優しい公共施設をというところで、長くなりました、次の予算のところでも言うてもらうのは、担当の課に言うてくれということでしたので、そこをお願いするところですよ。

○市民福祉部長（春田修一）努めて障害福祉計画の中でも、障害のある方もない方も等しく使えるようなバリアフリー化という形で考えておりますので、また来年、障害者差別解消法というのも施行されるようになっております。この中にもバリアフリーとかそういう部分についてきちんとするようになっておりますので、私どもも障害を持たれる方のさまざまな意見を聞きながら、できる範囲内で対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。

○委員（森永靖子）はい。

○委員長（永山伸一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

以上で障害・社会福祉課の審査を終わります。御苦労さまでした。

当初ここまでとしてたんですが、また時間が早いので、一旦休憩をとって高齢・介護福祉課までいきたいと思うんですが、いかがでしょうか。一旦休憩をとって、その後、高齢・介護福祉課、ちょっと特別会計が2件ありますけれども、よろしいでしょうか。ちょっと後で休憩をとってから申し上げますけど、事情もありますんで、そういった形で進めさせてもらってよろしいですか、日程の変更ですけれども。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）よろしいですね。

では、ここで休憩します。再開を15時5分とします。

~~~~~

午後2時48分休憩

~~~~~

午後3時 7分開議

~~~~~

○委員長（永山伸一）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（永山伸一）次は、高齢・介護福祉課の審査を行います。

△議案第184号 決算の認定について

（平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（永山伸一）議案第184号決算の認定について（平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）を議題とします。

それでは、高齢・介護福祉課関係の決算の概要について、部長に説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）それでは、高齢・介護福祉課の主要施策の成果について、決算附属書に基づきまして御説明をさせていただきます。

決算附属書の75ページをお開きいただきたいと思います。

1、高齢者健康づくりの促進では、職員の人件費のほか、敬老金等の支給、はり・きゅう・マッサージ、お出かけ支援等の助成、高齢者クラブの活動助成を行ったところございます。

次に、76ページでございます。

高齢者の日常生活支援では、訪問給食サービス、

ここにつきましては、登録者が901名、利用者が510名、年間の配食数が18万4,596食でございましたが、これにつきましては、減少傾向にあるところでございます。

また、本年度からですが、入来・祁答院地域については、今まで社協さんをお願いをしておりましたが、民間の事業者が参入ができるというようなこと等で、入来・祁答院地域の分については、民間のほうに委託を変えたところでございます。

そのほか、ショートステイやホームヘルプサービス等の日常生活の支援、あるいは、老人福祉電話の対応、あるいは、緊急通報システムの整備等による安否確認などの福祉向上に努めたところでございます。

3の老人ホーム入所措置では、市内171名、市外に55名、計226名の方が入所をいたしておりますが、居宅において養護を受けられない高齢者の方々の入所措置に努めたところでございます。

次に、77ページをお開きください。

4の介護保険事業の推進では、職員の人件費のほか、地域密着型サービス拠点等の整備、これは、下甕地域にグループホーム、1ユニットでございましたが、1ユニットの整備を行うとともに、特別地域や低所得者の利用者負担軽減事業を実施したところでございます。

5の養護老人ホーム甕島敬老園運営事業及び78ページの6の特別養護老人ホーム甕島敬老園運営事業では、社会福祉協議会を指定管理者として、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの管理運営を行ったところでございます。

7の要介護認定審査事務におきましては、認定申請により訪問調査を行い、介護認定審査会を開催して審査判定を行っているところでございます。

なお、認定申請件数、訪問調査件数、審査判定件数は、昨年度と比べ、いずれも減少しているところでございます。

8の労働者の就労促進では、シルバー人材センター、現在、会員数420名でございますが、シルバー人材センターへの活動助成を行ったところでございます。

79ページから83ページまでは、介護保険事業特別会計に係る成果の説明でございますが、認定者数が6,283人、昨年度と比べまして

161名の減となっております。

認定率が21.7%、昨年度と比べまして0.9%の減でございます。

給付費につきましては、先ほど言ったように認定者数等は減少しているところでございますが、給付費は95億9,700万円と、1.4%の増になっているところでございまして、一人当たりの給付費が延びているというような状況でございます。

徴収率につきましては、98.4%でございまして、昨年度と同様になっているところでございます。

なお、詳細につきましては、資料のほうで御参照いただければありがたいというふうに考えております。

以上、高齢・介護福祉課の主要施策の成果について、概要の説明を終わらせていただきますが、決算の詳細につきましては、このあと、高齢・介護福祉課長のほうから御説明をさせていただきますと思います。

○委員長（永山伸一）では、引き続き、一般会計歳入歳出決算中、高齢・介護福祉課分について、補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）それでは、一般会計歳出について、御説明を申し上げます。

決算書の111ページをお開きいただきたいと思います。

3款2項1目老人福祉総務費につきましては、支出済額は2億7,592万139円で、支出の主なものは備考欄をごらんください。老人福祉管理運営費の支出の主なものは、職員7名分の給与費及び高齢者お出かけ支援利用料金助成など、老人福祉施設管理費では、入来高齢者福祉センターなどの指定管理料及び生活支援ハウス業務委託のほか、施設の維持管理等に関する経費など、高齢者生活支援事業費では、高齢者訪問給食サービス事業委託などが主なものでございます。

不用額の主なものは、13節委託料につきましては、訪問給食サービス事業や指定管理料の執行残でございます。

20節扶助費につきましては、はり・きゅう・マッサージ施術医療助成及びお出かけ支援事業の利用実績が見込みを下回ったことに伴います執行残でございます。

113ページをお開きください。

次に、同項2目老人措置費につきましては、支出済額4億4,495万6,720円で、養護老人ホームの入所に係る措置費でございます。

次に、同項3目介護保険対策費につきましては、支出済額13億9,741万3,390円で、支出の主なものは、職員15人分の給与費のほか、介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金の繰越明許費分及び介護保険事業特別会計繰出金などでございます。

不用額の主なものは、19節負担金補助及び交付金につきましては、介護保険サービス利用者負担額軽減事業補助金が主なもので、年度末でないと把握ができないため、最大で見積もっているものでございます。

20節扶助費につきましては、障害者ホームヘルプサービス利用者支援事業の利用を予定しておりましたが、利用がなかったため、ゼロ執行となっております。

28節繰出金につきましては、介護保険事業特別会計繰出金に係る執行残で、給付費の伸びを最大で見積もっているために執行残が生じたものでございます。

次に、同項4目養護老人ホーム費につきましては、支出済額5,700万8,785円で、支出の主なものは、職員3人分の給与費のほか、甕島敬老園の指定管理料でございます。

次に、同項5目特別養護老人ホーム費につきましては、支出済額2,054万300円で、支出の主なものは、職員3人分の給与費のほか、備品購入でございます。

次に、同項6目介護認定審査費につきましては、支出済額1億587万4,869円で、支出の主なものは、介護認定審査会委員60人分及び介護認定訪問調査嘱託員18人分の報酬などでございます。

不用額の主なものは、1節報酬につきましては、認定審査会の中止や委員の欠席等による不用額でございます。

9節旅費につきましては、認定審査会の中止や委員の欠席及び介護認定訪問調査の市外分が委託で実施できたために不用となったものでございます。

12節役務費につきましては、介護認定に係る

主治医意見書の作成手数料が見込みより少なかったことによります執行残でございます。

135ページをお開きください。5款1項1目労働諸費では、支出済額8,417万6,692円のうち、高齢・介護福祉課分は、労働者福祉対策費のシルバー人材センターに対する補助金2,620万円でございます。

次に、歳入について御説明いたします。決算書の15ページをお開きください。

13款2項1目民生費負担金の2節、老人福祉費負担金の主なものは、養護老人ホーム入所者負担金の老人福祉費負担金が主なものでございます。収入未済額につきましては、現年度分1名及び過年度分2名分の未収入でございます。

17ページをお開きください。14款1項2目民生使用料の高齢・介護福祉課分につきましては、備考欄の中ほどでありますけれども、ふれあいドーム及び入来高齢者福祉センター使用料が主なものでございます。

次に、41ページをお開きください。16款2項2目民生費補助金の、2節老人福祉費補助金は、在宅福祉アドバイザーと老人クラブの運営費補助金でございます。

同目6節、介護保険事業費補助金、繰越明許費分のグループホーム施設整備等にかかわります補助金が主なものでございます。

次に、53ページをお開きください。17款1項2目利子及び配当金の高齢・介護福祉課分につきましては、備考欄の下の方、介護保険高額介護サービス資金貸付基金の利子収入でございます。

次に、61ページをお開きいただきたいと思えます。21款3項1目貸付金元利収入の37節特別養護老人ホーム整備資金貸付基金収入は、特別養護老人ホーム寿里苑の整備資金貸付金収入でございます。

次に、67ページをお開きいただきたいと思えます。21款4項4目雑入の高齢・介護福祉課分につきましては、備考欄の中ほどで、甕島敬老園の派遣職員、養護3名、特養3名に係ります人件費分の収入が主なものでございます。

次に、財産に関する調書について御説明申し上げます。

378ページをお開きいただきたいと思えます。

1、公有財産、(1)土地及び建物ですけれども、高齢・介護福祉課分につきましては、表の中ほどで、区分行政財産、公共用財産の社会福祉施設の建物の非木造のところの99平米の増のところです。里生活支援ハウスの調理室の登録漏れ分でございます。

383ページをお開きいただきたいと思えます。2、重要物品、現在高調べでございますけれども、表の左側の真ん中、車両類の増、28件中1件が本課分で、鹿児島県グラウンドゴルフ協会から寄贈されたものでございます。

384ページをごらんください。

3の債権ですけれども、高齢・介護福祉課分につきましては、3行目の寿里苑運営資金貸付金でございます。当該債権につきましては、旧里村におきまして、特別養護老人ホーム寿里苑の運営資金として、無利子の貸し付けを行ったもので、平成25年度から、毎年150万円ずつ償還することとしておりまして、平成26年度末の残高は2,700万円となっております。

次に、385ページをお開きください。基金でございますが、高齢・介護福祉課分は、特定基金として、下から5行目の介護給付費準備基金でございます。介護給付費準備基金につきましては、年度中に1億73万6,000円を積み立て、9,956万2,000円を取り崩し、差し引き117万4,000円の増となりまして、平成26年度末残高につきましては2億4,086万3,000円となっております。

次に、386ページをお開きいただきたいと思えます。運用基金では、介護保険高額介護サービス費と資金貸付基金がございます。基金の運用状況について御説明いたしますので、393ページをお開きください。

介護保険高額介護サービス費と資金貸付基金がありますが、平成26年度末残高は、1,200万円となっております。平成26年度中の貸し付け実績はございませんでした。

以上で、一般会計の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。なお、細かな計数等につきましては、課長代理、主幹、並びにグループ長等に答弁させますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま当局の説明があ

りましたが、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（上野一誠） シルバー人材センターの活動助成ということで、少し状況を含めてお尋ねをします。

ここに420名の会員がいるんだということで、本来は総会等にも御案内をいただきますので、よく状況は理解をしていると思うんですが。シルバー人材の作業内容というのが、要するに公共事業と個人があったり、いろんな角度でその職種にわかれるというふうに思います。

そうした中では、個人のお願部分というのは、ある程度限界があって、どうしても公共事業に頼らざるを得ない、割合的にそういうものが、このシルバーの人たちが働く意味、就業する意味では、かなり頼りにしていращやる分もあるのかというふうに理解しています。

そこで、ままだ2,620万円の補助をしていくということであるんですが、一応、これは運営するものになっていかれるんじゃないかとは思いますが、庁舎内においても、シルバー人材の部署がいろんなシルバーの方々の就業の場としては、むしろ、また活動を支援するという意味では、庁舎内のそういう連携というものも一方では必要になってくるような気がするんです。仕事のいろんな角度から。

その意味で、今のこの支援活動の助成というのが、どういうふうにかかれて、シルバー人材の方々が就業できる手だて、そういうものを、どげんふうにお考えになっていращやるんですか。もうシルバー人材におまかせというふうになるのでしょうか、行政として。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 今、上野委員が言われたように、シルバー人材センター、たくさんの事業等を受けていращやいます。ただ、会員がなかなかふえないというのがあります。定年制の延長であったり、再任用であったりとかってする部分があるような話もされて、いろんな事業を受けたいんだけど、会員がなかなかいращやらなくて、事業をお断りする部分も中にはあるというふうにも聞いております。

補助金については、できるだけ自主運営ができるようにということで、毎年50万円程度ずつ下げてきている部分もあります。その分、自分たち

で利益を生むような形の活動をしてほしいということで、新たに刃物とぎの事業をされたりとかってする部分もあったり、会員増強をとにかく今のところは目指して、事業を進めていこうということをお願いをしているところであります。

ちょっと、答えになっていないかもしれませんが、よろしくお願いします。

○市民福祉部長（春田修一） 本市におきましても、今、課長が申しましたように2,600万円というのは、事務局の人件費という形で出しております。

そのほかに、本市として支援ができる分については、広報薩摩川内のほうにもシルバー人材の利用促進という形で特集を組みながらやっております。

また、部内の中でも、例えば、クリーンセンターにおいて、資源ごみのピックアップとか、そういう部分でも活用させていただいたりして、公共としても、行政としても、できるだけシルバーでできる分については、シルバーにできるような形で、庁内でも周知を図っているところでございますが、おっしゃいますように、個人の分については、なかなか時間が短くて、人数も少なくという形で限界がございますので、公共としても、できる範囲の分については、受注の関係で支援をしてまいりたいというふうには考えているところでございます。

○委員（上野一誠） 一応、部長の答弁で、それでよろしいんですけれども、やっぱり地域によって違いもあると思うんです。多い地域もあれば少ない地域もあって。だから、多い地域が人材が足らんのかというような解釈ではあるけれども。そういうシルバーの人たちが100%十分なスケジュールの中で、十分な仕事があるということにはなっていないというふうに思っています。

部長がおっしゃったとおり、事務費相当額を補填するということは理解するんですが、行政としても行政間の連携をとっていただいて、できるだけ、そういうことがお役にたてるような努力をさらにまたお願いをしておきたいと思います。

これは、意見、要望です。よろしく。

○委員長（永山伸一） 要望であります。

ほかにございませんか。

○委員（福田俊一郎） 意見でありますけれども、

老人福祉総務費の中の扶助費が200万円ほど不用額が出ている中で、当初予算では、はり・きゅうについては1,300万円ほど予算計上されています。

最近でも、この事業については大きく減額をされた事業でありますので、こういう福祉のサービスについては、できるだけ多くの方々に啓発、宣伝をしていただいて、こういうサービスも継続していただけるような工夫をしていただきたいということで、意見、要望で終わりたいと思います。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） はり・きゅうにつきましては、広報紙等でもお知らせしているところです。

発行をするんですが、なかなか利用率が、発行した枚数の約17%程度しか使われない部分があるようでございますので、その分が執行残という形になっているところがあります。

できるだけたくさんの方に、多くの方に使っていただけるような形で、広報は努めていきたいと思っております。

○委員長（永山伸一） 要望として受けとめてください。

ほかにございますか。

○委員（森永靖子） 上野委員に関連してですが、シルバー人材センターの仕事の中で、社協の中にボランティアグループが、もう何期生か――調べていただければわかると思うんですが、何期生か、育って、何組かボランティアグループがあります。御存じですかね。

そのグループの中で競争するという言い方はあれですが、「仕事が無いですか」って。あのグループは仕事をたくさん持っているということもあって、シルバー人材センターのところまで枠が入り込んでないかというような懸念があって、たくさんの仕事をボランティアさんに頼むと無料だということ。ある病院などは、周りの草取りまでそのボランティアグループがしに行ったとか、周りの木を切ったりとか、水をあげたとかっていうところまでボランティアグループが入り込んでいるということもあって、シルバー人材センターのほうの仕事のほうが少し少ないのかという懸念もありますので。そこを調べていただいて、枠組みをきちんとされたらいいのかと思いますので。そこは、ボランティアグループの中には、社会福

祉協議会のほうには何回もその話をしたんですが、ボランティアグループさんは仕事をしたいと言ってられるのでということもありますので。すみ分けをしていただいたほうが、シルバー人材センターのほうも仕事があるのかと思います。

お願いします。

○委員長（永山伸一） 答弁ありますか。

○主幹兼介護給付グループ長（上藺哲也） 森永委員がおっしゃるように、ボランティアグループが、例えば介護の事業所の草取りをしたりだとか、木の剪定をしたりだとかという話はお伺いしております。

このボランティアグループは、元気度アップ事業ってあって、カードにスタンプを押す、そっこのほうで「施設等に何かないですか」っていうような、営業みたいな形もされていらっしゃるという話は聞いております。

なので、本年から、このボランティアの考え方についてなんですけれども、施設における草取りであつたりだとか、剪定とかっていうのは、対象外という形にさせていただいているところでございます。

本来であれば、事業所のほうでそこら辺のことはされるべきなところに、そういったことがあるということをお聞きして、本年からそういう形にさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○委員（森永靖子） そのようにしていただけると、きちんと両方のグループもいいかと思います。

最初、このボランティアグループの立ち上がりは、ゴールド集落支援のためのという形だったのかと思うんですが、だんだん何組か、育っていくうちには、自分のところもたくさん仕事を持ちたいということで、そのボランティアの熱意はわかるんですが、今言われたように、そういうすみ分けをきちんとしていただいたほうがいいかと思います。

お願いします。

○委員長（永山伸一） ほかにございませんか。

○委員（中島由美子） あまり言ったらいけないのかもしれませんが、敬老金等の支給について、何年前に見直しをされて、今の状況になっていると思うんですが。だんだん100歳を超える方がふえてきている中で、今後、このままいかれる

のか。また、見直しをしていく考えがあるのか。

あと、今回、ちょっと言われたのが、１００歳になって施設に入っていたりとか、寝たきりだったりする方にはどうなのかという声も——ちょっと冷たい意見なのかもしれませんが、そんな声も、あつて、せっかくだったら、敬老金を喜んでいただく方にちょっとでもいいからたくさんの方がもらえるような仕組みがいいという声も聞こえてきたもんですから、ちょっと考え方をお聞きできたらと思います。

○市民福祉部長（春田修一） 敬老金につきましては条例で規定しておりまして、前回、今あるような形で整理させていただいたところでございます。

ただ、おっしゃいますように、昨年もなんですけど、１００歳の到達の方が８５件というようなことでかなり多い、かつてと比べまして、——１００歳以上の方が少なかった時代と比べまして、１００歳以上の方がかなり多いというような状況もありますので、今後、高齢者福祉という形で何が求められて、どうあるべきかということで、整理をする必要があるというふうに考えておりまして、このままずっとというわけではないですが、当分の間、ちょっと検討の時間をいただければありがたいというふうには考えているところでございます。

○委員（中島由美子） これを切りなさいなんていうことは考えないんですが、やはり長生きして、本当に１００歳を目指していけるというのはすごいことだと思うし、そうでありたいと思うし、また、元気で１００歳を迎えられたらいいのだから、そのための祝い金であってほしいと思いますので。いい形で、喜んでもらえる祝い金になったらと思いますので、また、しっかりと検討していただければと思います。

○委員長（永山伸一） 意見であります。

ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案に係る審査を一時中止します。

△議案第１９７号決算の認定について

（平成２６年度薩摩川内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（永山伸一） 議案第１９７号決算の認定について（平成２６年度薩摩川内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算）を議題とします。

補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） それでは、まず、歳出について御説明を申し上げますので、決算書の３６０ページをお開きいただきたいと思います。

１款保険給付費につきましては、支出済額９５億９,６６３万７,８７５円で、居宅や施設における介護サービス給付費や高額給付費、介護予防に係る給付費の支払いを行っております。

なお、保険給付費の不用額が多額となっておりますけれども、介護給付費の伸びを最大で見積もらざるを得ないことによります執行残でございます。

３款１項介護予防事業費につきましては、平成２６年度までは市民健康課で実施したものでございますけれども、本年度からは本課で実施することとなったものでございます。

３款１項４目、１次予防事業費につきましては、支出済額９,７５７万５,４２６円で、支出の主なものは、３６２ページをお開きください。嘱託員３人分の報酬と、高齢者に対します介護予防教室業務委託などでございます。

不用額の主なものは、１３節委託料につきましては、地区コミ介護予防講演会や在宅介護支援センター介護予防教室の実施が少なかったこと及び介護予防ボランティア元気度アップ事業の実績に伴います執行残でございます。

１９節負担金補助及び交付金につきましては、介護予防プログラム研修会負担金２回分を予定しておりましたが、参加しなかったために未執行となっております。

同項５目２次予防事業費につきましては、支出済額５９万７,２９０円で、支出の主なものは、２次予防事業の参加にかかわります医師の判断業務委託などでございます。

３款２項１目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、支出済額２,９７９万３,３９２円で、支出の主なものは、職員３名分の給与費のほか、地域包括支援システム保守業務委託でございます。

同項２目総合相談事業費につきましては、支出

済額4,402万8,014円で、支出の主なもの、嘱託員1名分の報酬と市内12カ所の在宅介護支援センターの総合相談業務委託料及び介護予防普及業務委託料でございます。

同項3目権利擁護事業費につきましては、支出済額725万6,307円で、成年後見支援センター業務委託にかかわるものでございます。

同項5目任意事業費につきましては、支出済額3,758万5,955円で、364ページをお開きください。支出の主なもの、家族介護用品支給事業及び寝たきり老人介護手当の扶助費でございます。

同項6目地域包括支援センター運営協議会費につきましては、支出済額5万1,900円で、協議会開催に伴います経費でございます。

同項7目包括的支援事業一般管理費につきましては、支出済額8,696万2,647円で、支出の主なもの、職員二人分の報酬と地域包括支援センター運営事業委託でございます。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金につきましては、支出済額1億73万6,000円で、平成27年度以降の介護給付費増加に備え、介護保険料を積み立てたものでございます。

6款1項償還金及び還付加算金につきましては、支出済額3,324万3,341円で、第1号被保険者の介護保険料の過誤納付に係る還付金及び介護保険給付費確定などに伴います国・県への返還金でございます。

不用額について説明いたします。

1目、第1号被保険者保険料還付金につきましては、第1号被保険者の介護保険料の過誤納還付に係る還付金で、これまで2年間遡り還付をしておりましたが、5年間遡り還付をすることとなったため、12月補正で200万円の増額をいたしましたけれども、実績に伴い115万310円の不用額が生じたものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

354ページをお開きいただきたいと思います。歳入につきましては、主なものについて御説明をさせていただきます。

1款1項介護保険料は、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。平成26年度現年分の本市の保険料徴収率は、年金天引きによります特別徴収については100%でございましたけ

れども、普通徴収にかかわります現年分の収入未済額は2,652万6,850円で、収納率は82.5%で、現年分全体では98.4%と、前年度とほぼ同様でございます。

また、過年度分の収入未済額は3,860万5,990円で、前年度より620万8,360円増加しております。

次の、3款1項2目督促手数料の収入未済額は68万6,000円で、昨年度より11万4,200円減少しております。

なお、過年度分のうち、保険料1,270万1,520円と、督促手数料13万9,100円につきましては不納欠損処理を行いました。不納欠損処理後の保険料の収入未済額は、6,513万2,840円で、収納対策といたしまして、臨戸や電話、納付誓約書等によります時効中断等を行うなど、収納向上に努めておりますけれども、今後も年金支給時期を中心に、収納対策強化月間を設定するなど、徴収計画を立てて収納率向上を図っていくこととしております。

次に、4款国庫支出金につきましては、収入済額28億2,042万5,675円で、1項1目の介護給付負担金と2項1目の調整交付金及び4目の地域支援事業交付金がございます。

次に、5款支払基金交付金については、収入済額28億1,747万2,935円で、1項1目介護給付費交付金と2目地域支援事業支援交付金があり、2号被保険者の負担分といたしまして、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

356ページをお開きいただきたいと思います。6款、県支出金につきましては、収入済額14億8,499万6,976円で、1項1目介護給付費負担金及び3項1目地域支援事業交付金があり、給付費及び地域支援事業にかかわります県の負担分でございます。

7款1項1目利子及び配当金につきましては、収入済額20万6,581円で、介護給付費人日金利子収入でございます。

次に、9款繰入金につきましては、収入済額13億5,023万6,518円で、1項1目の一般会計繰入金と2項1目介護給付費準備基金繰入金がありまして、1項1目の一般会計繰入金は、市の法定負担分を一般会計から繰り入れるもので

ございます。

10款繰越金、12款諸収入については、説明を省略させていただきます。

次に、366ページをお開きください。実質収支に关します調書でございます。歳入総額103億1,655万5,000円に對しまして、歳出総額100億3,446万8,000円で、歳入歳出差引額につきましては、2億8,028万7,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はないことから、実質収支額は、1,000円未満切り捨ての2億8,208万6,000円となっておりますけれども、国・県への返納金が9,369万8,144円ありますことから、実質的には1億8,838万8,608円が平成26年度の財源となります。

これにつきましては、決算附属書の79ページの起債のとおりでございます。

以上で、介護保険事業特別会計の説明を終わります。なお、細かな計数等につきましては、代理、主幹並びにグループ長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一） ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎） 委託料の事業について、3点ほど中身の説明をお願いします。

介護予防ケアマネジメント事業費の中で、3点ほど委託料を計上していますけれども、地域包括支援システム仮想化追加リソース機器保守業務委託、それと地域包括支援システムネットワーク及びハードウェア保守業務委託、三つ目が地域包括支援システム保守業務委託の類似する名称になっていますが、その中身を説明していただければと思います。

○主幹兼介護給付グループ長（上藺哲也） 地域包括支援システム仮想化追加リソース機器保守業務委託というのは、現在、地域包括の支援システムを市と在宅介護支援センター、あるいは、居宅介護支援事業所とネットワークでつないでおります。

要支援1、2のケアプランを作成する際にそのシステムを使っているということになるんですけれども、このデータベースを6階の電算の仮想システムの中に組み込んであります。その仮想シス

テムを利用する仮想システムの保守業務についての経費がこれに当たります。

次に、域包括支援システムネットワーク及びハードウェア保守業務委託ですけれども、これは先ほど申しました各在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所とつないでいるシステムの保守の業務委託になります。

それと、前の分はシステムのネットワークとハードウェアなので、それぞれの事業所をつなぐネットワーク自体のルーターであるとか、そういったものの保守という形になります。

あと、地域包括支援システム保守については、システム自体の保守という形に、三つに大別されているということでございます。

以上でございます。

○委員（福田俊一郎） そうしますと、一連の関連するシステムということで、6階のサーバにデータがあつて、そこを利用して、在宅介護センターと居宅支援センターとを結んでいるシステムを保守業務しましたということなんですが。これは、なぜ一括に出されなかったのか。普通の委託料であれば、一括して出すことで入札をするということになるんですけれども。一つ一つ出すことで、逆にコストがかかっているのではないかというふうに思うんですが。

○主幹兼介護給付グループ長（上藺哲也） 地域包括支援システムのネットワークについては、6階の電算に入っています——仮想システムですので、行政システム九州㈱と委託契約を結んでおります。

地域包括システムのネットワークのところについては、これまで、この地域包括支援システムのネットワークについて、包括の発足以来、委託しているMMCという業者とネットワーク自体についての保守業務委託を組んでおります。

地域包括支援システムは、これはNDソフトという会社の、ほのぼのというシステムを使っているんですけれども、このシステムに対するNDソフトとの保守業務契約という形になって、それぞれの委託ができて、別々の業者としているという形になっているところでございます。

以上でございます。

○委員（福田俊一郎） わかりました。それぞれ関連する会社が違うということで、それぞれ委託

を出したということです。

そもそも、今回こうして保守をするという、その業務内容というのは、それぞれどういったことになるんでしょう。

普通、修繕等あれば、更新というような形であれば、先ほど言われるネットワークの物理的なルーターとか、交換する部分については金額がかかってくるんでしょうけれども。こういう補修業務の中で七十何万円とか、あるいは、システムの関係で100万円を超えるこの事業内容、仕事内容は一体どういうものなのかを説明していただければと思います。

○主幹兼介護給付グループ長（上藺哲也） 今結んでいる、この地域包括の支援システムというのが、各在宅介護支援センター約12カ所。あと包括支援センター、あと甑島のサブセンター、居宅介護支援事業所が40カ所。あと行政、消防、高齢介護、市民健康課という形で、合計で200台ぐらいのパソコンをネットワークでつないでいるという形になっております。これは、全国規模的にもかなりまれなケースでございます。

それぞれの保守について、その200台のネットワーク状況であるとか、保守をしていただくという形になってくると、やはりこれぐらいの金額が必要になってくるんだというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（永山伸一） 保守業務の内容をということですけども、よろしいですか。

○主幹兼介護給付グループ長（上藺哲也） 仮想化の追加リソースについては、仮想システムのそれぞれのメンテナンスを日々やっていただいているという形になっております。

これは、6階に行政システム九州㈱のほうが常駐していて、そのつど、中身についての不具合を確認しているというのが、この仮想の部分になります。

次に、ネットワークの部分というのは、サーバ室に本体があるんですけども、それと各事業所とつなぐネットワーク部分、あと事業所からNTT回線で事業所とつないでいるんですけども、事業所と事業所内のネットワークの状況がどうなっているのか、事業所の中で不具合が起こったときには、その事業所のほうに行ってもらって保守

をしていただく、修理をしていただくというものが、このシステムネットワークの保守業務という形になっております。

これは甑島の部分も入っているの、そこら辺の旅費の部分もひっくるめた形で予算計上されているということになります。

それと、地域包括支援システムですけども、これはシステム自体の保守という形になるんですけども、従来の一般に売っているパッケージにカスタマイズを、薩摩川内仕様みたいな形で、このところをこういうふうにしてくださいとかっていうカスタマイズを、つど、かけているところなんです。

そういった部分のカスタマイズ費用も、この中に含まれているという形で御理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員（福田俊一郎） 行政システム九州㈱と契約委託しているこのサーバについては、情報政策課も恐らくそういう委託をしているということで、管理をしているというふうに思うんですけども、その辺の部分で重なるちゅうことはないんでしょうか。

介護のほうでのデータを置くという作業については、所管のほうでやっておられるんでしょうけれども、サーバそのものの保守業務ちゅうことになると、情報政策課との関連も出てきて、情報政策課も保守業務をやっていますが、そこが重なっているちゅうことはないんでしょうか。

○主幹兼介護給付グループ長（上藺哲也） 仮想のシステムについては、確かに情報政策課のほうでも、仮想のシステムを使っている部分があります。

ただ、私どもが使っている仮想の、データを管理するメモリ部分の保守管理という形になっておりますので、電算のほうでも、ここの部分を使っている部分については、それなりの負担をしているという形になります。

なので、メモリー容量に対する費用だというふうに考えていただければというふうに思います。

○委員長（永山伸一） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

採決いたします。

本決算を認定すべきものと認めることに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しまし
た。

以上で高齢・介護福祉課の審査を終わります。
御苦労さまでした。

△延 会

○委員長（永山伸一）本日の委員会は、以上を
もって延会したいと思います。御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会は、以上をもって延会い
たします。

次の委員会は、あす8日、午前10時に開きま
す。どうも御苦労さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会

委員長 永山伸一